

令和6年第2回定例会

# 階上町議会会議録

令和6年 3月 1日開会

令和6年 3月 8日閉会

階上町議会

# 令和6年第2回階上町議会定例会会議録目次

## ○第1号3月1日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	14
散会の宣告	15

## ○第2号3月5日（火曜日）

議事日程	16
本日の会議に付した事件	16
出席議員	16
欠席議員	17
説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	17
開議の宣告	18
一般質問	18
熊谷 道雄君	18
大下 修 君	25
渡部 高明君	38
百目木和俊君	50
休会期間の決定	57
散会の宣告	57

○第3号3月7日（木曜日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	60
欠席議員	61
説明のため出席した者の職氏名	61
職務のため出席した者の職氏名	61
開議の宣告	62
議案第1号議題、質疑、討論、採決	62
議案第2号議題、質疑、討論、採決	69
議案第3号議題、質疑、討論、採決	69
議案第4号議題、質疑、討論、採決	70
議案第5号議題、質疑、討論、採決	71
議案第6号議題、質疑、討論、採決	71
議案第7号議題、質疑、討論、採決	72
議案第8号議題、質疑、討論、採決	72
議案第9号議題、質疑、討論、採決	73
議案第10号議題、質疑、討論、採決	74
議案第11号議題、質疑、討論、採決	74
議案第12号議題、質疑、討論、採決	75
議案第13号議題、質疑、討論、採決	75
議案第14号議題、質疑、討論、採決	76
議案第15号議題、質疑、討論、採決	77
議案第16号、20号一括議題、質疑、討論、採決	87
議案第17号、19号一括議題、質疑、討論、採決	88
議案第18号議題、質疑、討論、採決	88
議案第26号議題、質疑、討論、採決	89
議案第27号議題、質疑、討論、採決	89
議案第28号議題、質疑、討論、採決	90
議案第29号、30号、31号一括議題、質疑、討論、採決	90
散会の宣告	92

○第3号3月8日（金曜日）

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 4
説明のため出席した者の職氏名	9 4
職務のため出席した者の職氏名	9 4
開議の宣告	9 5
議案第 2 1 号議題、質疑、討論、採決	9 5
議案第 2 2 号、2 4 号一括議題、質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 2 3 号議題、質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 2 5 号議題、質疑、討論、採決	1 3 1
議会案第 1 号議題、採決	1 3 1
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	1 3 2
町長挨拶	1 3 2
閉会の宣告	1 3 3
署名議員	1 3 4

令和6年第2回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和6年3月1日(金曜日)

## 令和6年第2回階上町議会定例会

### 議事日程第1号

令和6年3月1日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（13名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君
7番	大下		修君	8番	小松	雅彦	君
9番	上道	二三男	君	10番	森	榮吉	君
11番	林		貢君	13番	大江	和夫	君
14番	長根	岩夫	君				

### 欠席議員（1名）

12番 百目木 和俊 君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 荒谷 憲輝 君 副町長 澤田 充 君

教 育 長	丸 岡	博 君	総 務 課 長	濱 浦	幸 夫 君
総合政策課長	地 代 所	誠 君	税 務 課 長	佐 京	実 君
町民生活課長	大 谷 地	尚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸	由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川	明 美 君	産 業 振 興 課 長	西 山	圭 一 君
建 設 課 長	上	静 志 君	教 育 課 長	中 屋	敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦	孝 子 君	代 表 監 査 委 員	境	栄 治 君

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	茨 島	俊 行 君	庶 務 G L	下 平	有 香 君
総務課主査	花 生	智 紀 君			

---

## ◎開会及び開議の宣告

### ○開会の宣告

午前 10 時 00 分

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。  
定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、13 番大江和夫君、1 番土橋美加佐君を指名いたします。

---

## ◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 8 日までの 8 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 3 月 8 日までの 8 日間と決定いたしました。

---

## ◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、議案第1号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第31号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、31件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

本日ここに、令和6年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町子ども・子育て会議の担任する事項等の改正並びに階上町健康づくり推進協議会及び階上町森林経営管理推進協議会に関する必要事項を定めるため、提案するものであります。

議案第2号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第3号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町健康づくり推進協議会及び森林経営管理推進協議会に関し、必要事項を定めるため、提案するものであります。

議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第5号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第6号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第7号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第8号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第9号 階上町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、敬老祝金受給資格の要件を、青森県高齢者知事顕彰対象者と合わせることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第10号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、第9期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第11号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第 12 号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第 13 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第 14 号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第 15 号 令和 5 年度階上町一般会計補正予算第 5 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 1,443 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 61 億 4,700 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 1,049 万円、繰入金 9,093 万 6 千円等を減額し、地方交付税 4,644 万 8 千円、国庫支出金 1,451 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 2,237 万 3 千円、衛生費 3,278 万円、商工費 2,977 万 3 千円等を減額し、民生費 3,002 万 5 千円、土木費 2,972 万 5 千円等を追加するものであります。歳出の追加内容としましては、国の第 1 次補正予算に盛り込まれた、防災・減災のための国土強靱化の推進に係る経費として、土木費に、耳ヶ吠・寺下線外舗装補修工事 5,512 万 1 千円等を計上するものであります。

次に、第 2 表繰越明許費であります。戸籍管理システム改修事業等で、令和 5 年度に完了が困難なものについて、令和 6 年度に繰り越すものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 16 号 令和 5 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 671 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 2,200 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 684 万 9 千円を減額し、県支出金 627 万 3 千円、諸収入 729 万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 60 万 6 千円、保険給付費 566 万 7 千円等を追加するものであります。

議案第 17 号 令和 5 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 292 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,554 万 6 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、使用料及び手数料 165 万 6 千円、繰入金 126 万 5 千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 300 万 9 千円等を減額し、公債費に 43 万 9 千円を追加するものであります。

議案第 18 号 令和 5 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 3,215 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 13 億 9,166 万 2 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 1,065 万 8 千円、支払基金交付金 1,096 万 8 千円等を減額し、財産収入 4 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費 3,302 万円、地域支援事業費 759 万 8 千円を減額し、予備費 845 万 8 千円等を追加するものであります。

議案第 19 号 令和 5 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 1,037 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,713 万 1 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、使用料及び手数料 657 万 4 千円、繰入金 514 万 4 千円等を減額し、分担金及び負担金 264 万 1 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 884 万 9 千円、公共下水道事業費 130 万円等を減額し、公債費 88 万 6 千円を追加するものであります。

次に、第 2 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 20 号 令和 5 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ 52 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,319 万 4 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、保険料 15 万 9 千円、繰入金 36 万 7 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 26 万 6 千円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金 79 万 2 千円を追加するものであります。

次に、令和 6 年度当初予算編成にあたっての所信について、申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行し、社会経済活動が正常化する一方で、円安や原材料費の高騰の影響で、エネルギーや食料品等の価格が上昇し、日本経済に大きな影響をもたらしています。

令和 6 年度は、ポストコロナ社会において、複雑化・多様化する様々な課題に、迅速かつ果敢に立ち向かう姿勢と対応力が、我々に求められています。

これまで、地方公共団体では、まち・ひと・しごと創生総合戦略などを踏まえ、町の特色や実情に応じ、自主的・主体的に地方創生の取組を推進してまいりました。

令和 4 年 12 月には、デジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。感染症の影響もあり、Web 会議やリモート会議の普及により、デジタル技術は急速に進歩し、地域においてもオンラインは広く活用される段階に移行しつつあります。あらゆる分野でデジタル技術を有効に活用し、強かに推進することが求められています。

本町では、今月 4 日より、各種証明書等の交付について、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでも取得できるほか、転入等の異動手続の時間短縮と窓口の混雑緩和のため、書かない窓口を導入し、より一層の利便性を図ることとしております。

今後も、行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、こうした流れに乗り遅れることなく、これまでの地方創生の取組みにデジタルの力を活用して加速化していくことが重要であります。

少子化による人口減少、高齢化社会の進展による社会保障費や扶助費の増加、更には老朽化による公共施設の維持費の増加など、地方財政は厳しさを増しておりますが、持続可能な町政運営に努め、魅力的で町民が快適に暮らせるまちづくりをめ

ざして、次の施策に重点を置き予算編成をいたしましたので、その主な施策について、ご説明いたします。

1つ目は、子育て支援の拡充と少子化対策に対する施策であります。原油価格・物価高騰等の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減し、支援するため、小中学校の給食費完全無償化を引き続き実施いたします。

また、乳幼児や子ども医療費助成事業では、これまでと同様に所得制限を設けず、高校生までの通院及び入院費の窓口負担分を助成します。

令和6年度から、乳幼児健診に加えて、新たに新生児聴覚検査について県医師会等に委託し、子どもの難聴の早期発見・早期療育につなげます。

結婚新生活支援事業では、39歳以下の新婚世帯の引っ越し費用など、新生活のスタートアップに係る費用の支援を、出産・子育て応援給付金事業では、妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対し、伴走型相談支援及び10万円給付を引き続き実施いたします。

2つ目は、公共施設の長寿命化推進と防災・減災対策に対する施策であります。階上町公共施設等総合管理計画等に基づき、長期的な視点による、公共施設の長寿命化を図るため、老朽化の度合いや利用頻度などを勘案し、総合的に判断しながら、石鉢小学校について、施設の老朽化対策を目的として、令和5年度に実施した耐力度調査結果を基にした、校舎等の改修に係る実施設計を実施いたします。

また、小舟渡集会所の高台への移転新築工事が、令和5年度に完了しましたので、昭和49年建築から約50年が経過し、老朽化の著しい道仏集会所を移転新築することとし、令和6年度は、不動産鑑定及び用地測量を実施いたします。

このほか、令和8年度に開催される、第80回国民スポーツ大会での選手村となる中央体育館の長寿命化を図るため、トイレ及び外壁等の改修工事並びにアリーナ内の水銀灯を二酸化炭素の排出の少ないLED照明に交換する工事を実施いたします。

令和5年度からの継続事業として、第5分団屯所の移転新築について、令和6年度は、建築設計及び土地造成工事を実施いたします。

更に、近年の夏季の猛暑対策及び熱中症予防のため、町内7か所の住民集会所の1室ずつ、ハートフルプラザ・はしかみの教養娯楽室及び大会議室等、森の交流館のホール及び和室、石鉢ふれあい交流館のサークル活動室及びトレーニングルーム等にエアコンを設置し、施設の利用環境の向上を図ります。

3つ目は、未来を担う人づくりに対する施策であります。デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、小中学校の教職員の校務用パソコン、PCの更新及び校務支援システムの導入、並びに紙媒体とあわせてデジタル教師用指導図書を整備し、

校務の効率化と教育環境の向上を図ります。また、W i e F i 環境が家庭に整備されていない児童生徒に貸し出しするためのルーターを購入し、情報活用能力の育成を目指します。

4 つ目は、地域に根差した文化・スポーツの振興に対する施策であります。図書館と民俗資料収集館の機能を持つ、社会教育複合施設整備に必要な基本構想及び基本計画の作成を実施いたします。

また、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会に負担金を補助し、大会PR用のグッズやチラシの作成、広報等媒体での情報発信による啓発活動と競技運営準備業務に着手し、令和7年度に開催するリハーサル大会及び令和8年度に開催する第80回国民スポーツ大会に向けて準備を推進してまいります。

以上、令和6年度予算編成の4つの主な重点施策に加え、町内会等で設置及び管理している防犯灯の交換及び撤去等に係る費用を補助し、暮らしの安全と安心の確保を図ります。

また、近年、町においても鳥獣被害が発生していることから、鳥獣被害特措法に基づき設置した鳥獣被害対策実施隊による鳥獣駆除等をはじめ、更なる捕獲対策の強化を図ります。

令和6年度は、町の最上位計画であります第5次総合振興計画前期計画の最終年度となるため、後期計画の策定に向け取り組むこととしており、策定に当たっては、まちづくり計画との整合性を図り、実現性・実効性を高めるとともに、5年先を見据えたまちづくりの目標を設定することとしております。

令和6年度当初予算においても、財政調整基金からの取崩しに頼らざるを得ない財政状況であります。次年度以降も健全な財政運営を行うため、行政評価などによる事業の見直しを進めるほか、財政の健全化と予算の選択と集中を効果的に図ります。

下水道事業会計につきましては、従来、漁業集落排水事業と公共下水道事業を事業ごとに、特別会計を設け運営してまいりました。昨年の12月議会におきまして、両事業の特別会計を廃止し、新たに、階上町下水道事業の設置等に関する条例を制定し、新年度より施行することとなりました。

これにより、今までの官公庁会計から公営企業会計へ移行し、発生主義、複式簿記による会計処理となり、経営状況を正確に把握し、計画的に経営基盤の強化を図ることが出来るようになります。今回の公営企業会計導入を契機とし、経営の健全化や計画性の向上に努めてまいります。

これからも、階上町の未来を担う子どもたちはもちろん、すべての人が自分らしく豊かな人生を送り、活躍することができるよう、「町民が生きがいを持てる活力

のある町づくり」を目指し、積極的に様々な課題に取り組んでまいりますので、町民の皆さま並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

それでは、議案第 21 号 令和 6 年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 58 億 9 千万円と決めました。前年度の当初予算と比較しますと、率で 8.1%、額で 4 億 4 千万円の増であります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。はじめに、歳入であります。町税は、前年度比 5.2%減の 9 億 8,090 万 3 千円を計上いたしました。町民税について、国の定額減税の影響により 4,400 万円減額となりますが、地方特例交付金として、国費で全額補填されることから、前年度並みの税収を確保出来るものと考えております。地方交付税は、国の地方財政計画を勘案した上で、普通交付税を 20 億 5 千万円、特別交付税を 1 億 3 千万円とし、合わせて、前年度と同額の 21 億 8 千万円を計上いたしました。繰入金は、一般会計の不足分に充当するため、財政調整基金から 6 億 4,509 万 9 千円等、前年度比 65.6%増の 6 億 5,884 万 6 千円を計上いたしました。町債は、ハートフルプラザ・はしかみ空調設備整備事業債 6,880 万円、中央体育館改修事業債 7,610 万円、臨時財政対策債 1,590 万円等、合計で 2 億 7,560 万円を起すものであります。

次に、歳出であります。総務費は、企画費に、集会所エアコン設置工事に係る経費 815 万 5 千円、旧小舟渡集会所解体工事に係る経費 1,870 万円、地方創生費に、地域おこし協力隊活動事業費 1,460 万円等を計上しており、構成比 19.5%の 11 億 4,630 万 1 千円としております。

民生費は、社会福祉費に、自立支援給付費 3 億 328 万 1 千円、ハートフルプラザ・はしかみエアコン設置工事に係る経費 6,882 万 7 千円、老人福祉費に、後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億 3,764 万 5 千円、児童福祉費に、子どものための教育・保育給付費 5 億円等を計上しており、構成比 30.4%の 17 億 8,766 万 7 千円としております。

衛生費は、保健衛生費に、季節性インフルエンザ任意予防接種助成事業を始めとする各種予防接種委託料 4,500 万円、妊産婦及び乳幼児へのきめ細やかな支援を行うための母子保健事業に係る経費 3,743 万円等を計上しており、構成比 6.6%の 3 億 8,936 万 9 千円としております。

農林水産業費は、農業費に、はしかみいちご煮祭りやはしかみ臥牛山まつりを開催するための経費として、はしかみ産業振興委員会補助金 800 万円、鳥獣被害防止対策事業費 55 万 1 千円、林業費に、森林環境譲与税基金を充当して実施する林業

振興事業等 374 万 7 千円、水産業費に、小舟渡漁港施設機能保全事業負担金 1,500 万円等を計上しており、構成比 4.0%の 2 億 3,593 万 1 千円としております。

商工費は、三陸復興国立公園管理事業費 919 万 7 千円等を計上しており、構成比 0.6%の 3,725 万 7 千円としております。

土木費は、道路橋梁費に、第 2 次協働のまちづくり地区計画の対象路線の整備を含む、道路維持工事費 5,300 万円、都市計画費に、下水道事業会計補助金 3 億 5,903 万 9 千円等を計上しており、構成比 12.1%の 7 億 1,235 万 7 千円としております。

消防費は、第 5 分団屯所移転新築事業の建築設計及び土地造成工事に係る経費 917 万 1 千円等を計上しており、構成比 0.7%の 4,366 万 9 千円としております。

教育費は、教育総務費に、石鉢小学校長寿命化改修等工事実施設計に係る経費 6,438 万 1 千円、赤保内小学校スクールバス及び道仏小学校スクールバス運行委託料 1,659 万 9 千円、G I G A スクール推進事業費 6,521 万 7 千円、社会教育費に、社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成に係る経費 792 万円、保健体育費に、老朽化した中央体育館のトイレ等改修工事に係る経費 7,807 万円等を計上しており、構成比 14%の 8 億 2,269 万 9 千円としております。

公債費は、構成比 10%の 5 億 8,870 万 5 千円としております。

以上、申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比 0.8%減の 25 億 9,217 万 4 千円となり、予算総額に占める割合は、44%となります。次に、投資的経費は、前年度比 115.9%増の 5 億 3,068 万 9 千円となり、予算総額に占める割合は、9%となります。次に、物件費や補助費等その他の経費は、前年度比 6.8%増の 27 億 6,713 万 7 千円となり、予算総額に占める割合は、47%となります。

第 2 表債務負担行為は、住民集会所の指定管理及び南郷そば振興センター共同利用負担金を、令和 10 年度まで継続するためのものであります。

第 3 表地方債は、ハートフルプラザ・はしかみ空調設備整備事業、中央体育館改修事業、臨時財政対策等、合わせて、2 億 7,560 万円を起こすものであります。

議案第 22 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 8,973 万 8 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国民健康保険税 2 億 3,490 万円、県支出金 10 億 6,420 万 5 千円、繰入金 1 億 8,782 万 6 千円等を計上いたしました。歳出につきましては、総務費 1,141 万 4 千円、保険給付費 10

億 5,127 万円、国民健康保険事業費納付金 4 億 289 万 8 千円、保健事業費 2,017 万 9 千円等を計上いたしました。

議案第 23 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 8,243 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 2 億 9,930 万円、国庫支出金 3 億 2,553 万 7 千円、支払基金交付金 3 億 5,904 万 1 千円等を計上いたしました。歳出につきましては、総務費 958 万 7 千円、保険給付費 12 億 9,760 万円、地域支援事業費 5,910 万 3 千円、予備費 1,544 万 3 千円等を計上いたしました。

議案第 24 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 7,965 万 5 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 1 億 646 万円、繰入金 6,411 万 9 千円、諸収入 907 万 4 千円等を計上いたしました。歳出につきましては、総務費 1,257 万 5 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 5,666 万円、保健事業費 1,005 万円等を計上いたしました。

議案第 25 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、収益的収入の予定額を 3 億 7,162 万 5 千円、収益的支出の予定額を 2 億 9,113 万 1 千円、資本的収入の予定額を 2 億 5,903 万 6 千円、資本的支出の予定額を 2 億 7,274 万 8 千円とするものであります。

収益的収入及び支出の主なものは、収入につきましては、営業収益に 4,321 万 6 千円、営業外収益に 3 億 2,840 万 9 千円を計上いたしました。支出につきましては、営業費用に 2 億 6,203 万 5 千円、営業外費用に 2,809 万 6 千円等を計上いたしました。

資本的収入及び支出の主なものは、収入につきましては、企業債に 7,700 万円、他会計補助金 1 億 2,231 万円等を計上いたしました。支出につきましては、建設改良費に 1 億 4,833 万 8 千円、企業債償還金に 1 億 2,230 万 8 千円等を計上いたしました。企業債につきましては、公共下水道事業資本的支出に対し、7,700 万円を起こすものであります。

ほか、特例的収入及び支出、債務負担行為、一時借入金及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費並びに他会計からの補助金について、それぞれ定めるものであります。

議案第 26 号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町住民集会所の指定管理者を指定するため、提案するものであります。

議案第 27 号 町道路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、町道の路線を認定及び廃止するため、提案するものであります。

議案第 28 号 三八視聴覚教育協議会の廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年 3 月 31 日をもって、三八視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、協議会構成市町村と協議するため、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めため、提案するものであります。

議案第 29 号、議案第 30 号及び議案第 31 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を、ご説明申し上げます。

本案は、委員の任期満了に伴う、後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における 質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

### ◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月2日から3月4日までの3日間は休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月2日から3月4日までの3日間、休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月5日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前11時00分）

令和6年第2回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和6年3月5日(火曜日)

## 令和6年第2回階上町議会定例会

### 議事日程第2号

令和6年3月5日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 4番 熊谷 道雄君 (1) 階上町の災害対策等について  
(2) 階上町の有害鳥獣対策について
- 7番 大下 修 君 (1) 町の財務（資産や債務の蓄積）と財政（お金の管理）について  
(2) 町長の目指す町づくりと役場職員の役割について
- 2番 渡部 高明君 (1) 階上町の公共交通について  
ーコミュニティバス運用とデマンド交通ー  
(2) 階上町の「食」と「観光」について
- 12番 百目木和俊君 (1) 町長の町政運営の折り返しと迎え、自己評価と残り2年の意気込みについて  
(2) 旧登切小学校跡地の整備について  
(3) 町内小中学校の施設の改善・改修について  
(4) 通院、買物困難者の支援について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（14名）

1番 土橋 美加佐 君	2番 渡部 高明 君
3番 中島 孝一 君	4番 熊谷 道雄 君
5番 小坂 正年 君	6番 下沢 育男 君
7番 大下 修 君	8番 小松 雅彦 君
9番 上道 二三男 君	10番 森 榮吉 君

11番 林 貢 君

12番 百目木 和俊 君

13番 大江 和夫 君

14番 長根 岩夫 君

**欠席議員（0名）**

**説明のため出席した者の職氏名**

町 長	荒谷 憲輝 君	副 町 長	澤田 充 君
教 育 長	丸岡 博 君	総 務 課 長	濱浦 幸夫 君
総合政策課長	地代所 誠 君	税 務 課 長	佐京 実 君
町民生活課長	大谷地 尚子 君	すこやか健康課 長	平戸 由紀子 君
介護福祉課長	古川 明美 君	産業振興課長	西山 圭一 君
建 設 課 長	上 静志 君	教 育 課 長	中屋 敷司 君
会計管理者	濱浦 孝子 君	代表監査委員	境 栄治 君

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長	茨島 俊行 君	庶 務 G L	下平 有香 君
総務課主査	花生 智紀 君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- 

## ◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

4 番、熊谷道雄君の質問を許します。

- 3 番（中島孝一君） はい、議長。

- 議長（長根岩夫君） はい。4 番、熊谷道雄君。（熊谷議員登壇）

- 4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

3 月定例会に質問の機会をいただきましてありがとうございます。まずもって、年明け早々に、能登半島地震が発生し、多くの方々がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されたの方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、1 日も早い地震の収束と、復旧、復興が叶いますようにお祈り申し上げます。また当町においても、2011 年の東日本大震災では地震と津波の襲来により、家屋の倒壊や船舶の流出のほか、漁協施設、漁港施設などに大きな被害がありました。幸いにも、人命の被害は免れましたが、津波で危うい状況があったと聞いております。当町の復旧にあたりましては、国や県のほか、多くの方々のご支援をいただき現在の復興につながったものと思っております。当町議会でも石

川県に対し、復興の一助となればとお見舞金を送り、復興に役立ててもらえればと願うものであります。それでは通告に従って質問させていただきます。

はじめに、階上町の災害対策等についてお伺いをさせていただきます。階上町は、階上岳の北側の山麓地帯を除いては、平坦地が続き、河川についても、県管理の新井田川水系の松館川がありますが、自然災害についてはこれまで大きな氾濫もなく、安全な地域とされてきました。しかしながら、階上町の地域防災計画には急傾斜地崩壊危険箇所などに指定される箇所も多くあります。大雨警報が発令された際には、厳重な注意が必要であり、避難も必要となりますが、多くの場合、災害があってからの復旧工事が通例となっているように思います。

また、令和元年の定例会であったようですが、同年の台風 19 号に伴う避難勧告では金山沢地区の 17 世帯、晴山沢地区では 19 世帯のほか、全 58 世帯で、158 人が対象となっておりますが、ハートフルプラザ・はしかみに 3 人、森の交流館に 3 人の計 6 人だけという状況であったと聞いております。

また、2021 年 5 月には水防法が改正されたことを受け、八戸市では千年に一度の水害に対して、時間降雨量 120 ミリを想定したハザードマップを作成したと報道がありました。

これまで当町には大きな河川がなく、水害が少ないということで、喫緊の対策として取り組まれていないように思われますが、近年頻発する集中豪雨に対する対策等の検討についても、必要ではないかと考えております。全国の事例でも、大雨により流木や流出したゴミ等による河川がふさがり、土砂ダムのような形状となり、堰を切るような形で、道路の損壊や建物の流出、排水対策の不十分な住宅地や道路などで、冠水など毎年のように被害が発生しております。それでは、次のことについて質問させていただきます。

1 点目ですが当町において、急傾斜地の崩壊を防ぐため、その想定地域に防護柵などの設備を設置した事例はないように思いますが、事例があるか確認をさせていただきたいと思えます。

2 点目の質問ですが、命を守る避難情報と伝達方法について、また啓蒙活動と避難訓練について、どのような対応と対策をされているのか。また防災への課題などについて伺っておきたいと思えます。

災害が少なく過ごしやすいと思われる階上町こそ、今一度災害が起こる前にしっかりと取り組むべき課題かと思えますので、町のお考えをお伺いします。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。近年は、当町においても、クマ等の目撃が相次いでおりますが、人身被害等はなく、幸いと思っておりますが、青森県では、令和 5 年 9 月 25 日現在で、クマの出没件数は 480 件あり、そのう

ち人身被害は6件7人で、9月の出没件数は、過去5年間の平均の2倍以上となったことから、10月3日付けで、11月30日までの期間を、ツキノワグマ出没警報を発令しておりました。警報は解除となりましたが、近年は、冬期間でもクマの出没があり、注意を要すると言われていました。昨年はイノシシによる農作物の被害が確認され、稲やジャガイモなど大きな被害が出ていると耕作する方より伺っておりました。

そこで当町内でのクマ、イノシシ等の目撃件数と農作物被害について町で把握している内容と、どのような対応をされてきたのか、伺っておきたいと思えます。

また、昨年は全国的にクマとイノシシによる人身被害の報道が多くありましたが、捕獲にあたっては、どの自治体でも苦労をしているようであります。

以前に、当町における捕獲用の箱罠の使用と設置状況として、経費などを担当課長より伺っておりましたが、その後もクマが頻繁に目撃され、防災無線で情報が伝えられる限り、いつ町民の方々に危害が及ぶかもしれない状況にあるのではないかと危惧しているものであります。この状況の中、環境省の熊類の出没対応マニュアルでは、鳥獣対策を専門とする人員を継続的に配置することが有効であり、自治体の状況に応じ、外部組織への委託を検討されたいとしています。

また、住民が主体となり、地域として防除対策を考え、継続することも重要であり、自治体としても地域への防除対策の啓蒙とサポートが必要であるとしています。当町では、鳥獣被害防止計画が作成され、人的被害や農作物被害の防止に努めるということで、以前の一般質問において答弁されておりました。また、狩猟免許の取得や維持のためには費用も多くかかることから、各自治体において補助金制度を設け、免許取得を促しているところもあると報道されておりました。

北海道の自治体であります、緊急駆除の報酬として、時間当たり3,750円をハンターに支払い出来ることにしており、箱罠の見回りの報酬は2,500円支給することで、年間では1千万円を超える防除の予算を計上しております。まさに町民の命を守る予算を計上しているわけであります。

当町においては、このような捕獲に係る費用や免許取得に係る費用の補助金制度についてどのように考えているのか、改めてお伺いします。

また、当町における有害鳥獣捕獲対策についてはどのような組織体制となっているのか。来年度の予算も含め、具体的な対応をお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終了させていただきます。ありがとうございます。(熊谷議員降壇)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目の、階上町の災害対策等についての件であります。はじめに1点目の防護柵などの設備を設置した事例についてであります。町内の急傾斜地につきましては、県において、土砂災害防止法に基づく区域指定及び土砂災害防止対策に必要な事項の調査を実施しており、県や町のホームページで公表しております。

県では、町内38箇所を、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域として指定し、町民の生命・財産を守るため、土砂災害のおそれがある区域について、医療や福祉施設などを建設するための特定開発行為の制限、住宅等の新規立地の抑制など、区域内に規制を設けるほか、危険範囲等の周知のため、看板を設置するなど、ソフト対策を実施しております。

議員ご質問の、急傾斜地の崩壊を防ぐため防護柵などの設備を設置した事例につきましては、1箇所金山沢地区で、擁壁及び落石防護柵が県により設置されております。なお他の区域においては、人家への危険度が低いため、防護柵等の対応はしておりません。

今後とも、土砂災害警戒区域等の防災対策につきましては、県と連携を図りながら、取り組んでまいります。

次に2点目の避難情報と伝達方法、また啓蒙活動と避難訓練の対応策及び防災への課題につきましては、令和2年に避難情報に関する判断マニュアルを策定し、町のホームページで公表しております。また、隔年で町総合防災訓練を行っており、昨年度は、地震による津波発生時を想定し、避難情報の伝達や避難経路の確認、避難所設置訓練を行っております。

そのほか、町社会福祉協議会が主催する災害ボランティア講座や、民生委員及び小学生等を対象に、津波ハザードマップの解説や後発地震注意情報に関する情報の周知や、防災教育も行っております。また、道仏中学校生徒を対象に、多様性に配慮した避難所の運営訓練なども、平成25年度から行っております。

来年度は、住民の緊密な連携による迅速かつ確な災害対策を確立するため、土砂災害を想定した、町総合防災訓練を実施していく予定であります。

防災への課題としましては、住民一人一人の防災への危機意識が、有事の際に重要であると考えておりますので、日頃の地域住民の防災意識の向上を図るため、広報はしかみでの周知や防災訓練等を通じて、早期避難の呼びかけや災害への備え、

避難の仕方、緊急時の連絡方法などを再確認していただくなど、防災啓発を推進してまいります。また、各地区の自主防災組織で行っている防災訓練への支援を行うなど、地域における防災力向上につつましても、引き続き取り組んでまいります。

次に2つ目の階上町の有害鳥獣対策についての件であります。はじめに、町内でのクマやイノシシなどの目撃件数は、令和5年4月から12月までを集計しますと、クマは14件の14頭、イノシシは19件の117頭、シカは5件の8頭が目撃されております。なお、イノシシの頭数が多いのは、状況監視用に設置した鳥獣カメラに映った頭数も含んでおります。

農作物の被害の状況につつましては、クマによるものは、9月にデントコーンの食害1件で、被害面積2.5アール、被害額8,600円であり、イノシシによるものは、6月から9月にかけて、パックスイレージの食い荒らしが1件、長芋の掘り起こしが1件、水稻の倒伏が1件、デントコーンの食害が2件あり、被害面積は66.1アール、被害額は72万円となっております。その他にも、農作物の被害には該当しない家庭菜園などを荒らされたなどの報告が、17件ほど寄せられております。

対応につつましては、寄せられた情報をもとに、現地確認等を行い、人的被害等のおそれがある場合は、防災無線で目撃情報の周知を行うと共に、八戸警察署をはじめとする関係機関と連携し、注意喚起と見回りなどの対応をしております。また、農作物の被害が発生した場合は、被害状況等の確認を行い、頻繁に出没する場所には、鳥獣カメラを設置すると共に、捕獲のために罠を設置する対応を取り、令和5年4月から12月までの期間においては、イノシシ14頭、シカ5頭を捕獲しております。

次に、捕獲に係る費用や免許取得にかかる費用の補助金制度についてであります。捕獲のための現地調査や罠の設置等を行っていただく実施隊員の報酬として、一人当たり年額1万5千円のほか、捕獲した場合の報償金や捕獲時に要する消耗品など、鳥獣被害対策事業費として、令和6年度当初予算85万5千円を、計上しているところであります。

議員ご案内の、罠猟や狩猟免許取得にかかる費用の補助金などは、令和6年度当初予算には、予算化はしておりませんが、今後関係者からの意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

また、鳥獣対策の組織体制につつましては、町の被害防止に関する基本的な方針などを定めた階上町鳥獣被害防止計画を策定するため、三八地域県民局や八戸警察署など関係機関で組織する階上町鳥獣被害対策協議会がございます。また、罠などを設置するなどの対策を適切に実施するため、階上町鳥獣被害対策実施隊があり、鳥獣対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。(町長降壇)

○4番(熊谷道雄君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい。4番、熊谷道雄君。(熊谷議員起立)

○4番(熊谷道雄君) 4番、熊谷道雄です。ご丁寧なご答弁をありがとうございました。続けて質問をさせていただきます。

令和元年の大雨では、道仏川で3か所ほど護岸の損壊があったと伺っております。近年は線状降水帯などにより、長期間雨が降り続くことで、災害に繋がる大雨となっているように思います。特に最近宅地化、道路の舗装化の増加などにより、浸透力の低下が引き起こされ、雨水の流入時間も短くなり、通行者に危険の及ぶような雨水の集中が起こる可能性もあり、大雨時にはこれらの箇所には通行止めなどの規制も必要かと思えます。

大雨警報時に通行を規制する場所はどの程度考えているのか、確認をさせていただきます。

また、注意喚起や通行止めの体制についても伺っておきたいと思えます。

鳥獣被害対策についても、続けて質問させていただきます。答弁では、イノシシによる農作物への被害金額は72万円発生していて、対策の一つとして、イノシシ14頭を捕獲しているとの答弁をいただきました。

捕獲のための現地調査や罠の設置には、鳥獣被害対策実施隊が行っているとのことですが、年間どのくらい活動しているのか、わかる範囲でお伺いしたいと思えます。

また、捕獲した鳥獣の処理についての取り決めなどがあるのか、お伺いします。

以上です。(熊谷議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) はい、それでは熊谷議員の質問にお答えいたします。

町道で大雨時に通行規制を行っている箇所は、降雨の状況によりますが、令和元年度の災害時では、307ミリの降雨があり、八戸工業大学第二高校付近、それから石鉢中継ポンプ場付近の窪地、それから旧国道の横沢橋付近の道仏川、こちらの辺

りの水位上昇により合わせて4か所の通行止めを行いました。事前の気象情報から、体制等を準備しておりまして、職員や消防団員等のパトロール及び通行止めを実施しているという状況でございます。

被害が出る前に、通行規制を行っているため、注意喚起等の対策については特に行っておりませんが、国道では八戸市境付近の冠水箇所には注意喚起の看板等を設置しているという事例がございます。近年頻発する集中豪雨等、豪雨等の冠水に対し交通障害のある恐れのある箇所については、注意喚起の対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

はい、私からは有害鳥獣対策に関する再質問についてお答えいたします。

1点目の、鳥獣被害対策実施隊の活動状況につきましては、現場の確認や罠の設置などに、令和5年度は140回ほど出動していただいております。

2点目の捕獲した鳥獣の処理に関しましては、階上町鳥獣被害防止計画の中で、捕獲した対象鳥獣は、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、適正に処理することとしておりますので、県の要領に沿って適正に処理しているところでございます。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○4番(熊谷道雄君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい。4番、熊谷道雄君。(熊谷議員起立)

○4番(熊谷道雄君) はい、4番、熊谷道雄です。ありがとうございました。加えて質問をさせていただきます。

階上町には小規模な河川等しかなく、なだらかな台地状の土地に、宅地開発が進み、住宅地が形成されたため、排水対策が十分とは言えず、宅地に浸水するおそれのある箇所があると聞いております。近年増え続けている集中豪雨による災害対策として、階上町民の生命と財産を守るため、できる限りのご検討いただくよう要望し、町のお考えをお伺いします。

また、鳥獣被害対策についてですが、これまでクマやイノシシ等の多くの目撃がありながらも、人身被害がなく幸いなことと思っております。ことの起こる前の対応こそ大事なことはないかと思っておりますので、行政としてできる限りの対策を講じていただき、町民の命を守り、安全安心なまちづくりをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。(熊谷議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) はい。それでは熊谷議員の再々質問にお答えいたします。

町では雨水の対策としまして窪地冠水する5か所に排水ポンプを設置し、降雨時には稼働し、河川等へ放流しております。また宅地開発等の協議の場合には、雨水の対策を講じ、雨水の集中を防ぐように指導しているところでございます。

今後とも、気象情報を注視するとともに、体制の準備または降雨時の情報収集等を行い、被害が最小限となるよう防災担当課と連携して努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で4番、熊谷道雄君の質問を終わります。

次に、7番、大下修君の質問を許します。

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、7番、大下修君。

○7番(大下修君) 7番、大下修です。よろしくお願いたします。(大下議員登壇)

7番、大下修です。よろしくお願いたします。

昨今の世界情勢や日本のニュースを見て考えさせられることが多くありました。命の大切さ、自分の子供の命を奪うとは、どういうことなのだろうか。子供は国の宝、地域の宝と言いながら、それを救ってやれない行政・社会。八戸でも女子児童が1名亡くなりました。三本木農業高校の牛舎事故、過失の職員と母親の胸中を察します。責任論も大事ですが、命・怪我を負った事実・真実を正しく検証し、次に

何をするか、子供を必ず救う施策・対応が重要であると考えます。争いや病気、食糧不足で餓死するアフリカの子供達。ウクライナ戦争やイスラエルのガザ地区への攻撃。命の尊さを考えると胸が痛くなります。

ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の同じ聖地、元は1つの宗教から発生した宗派、兄弟のような宗教同士で殺し合い、戦争を起こしている東欧、中近東に憤りを感じるものです。日本人の寛容の精神、慈悲の心、許容する、許す文化を共有できないものか、ハロウィンやクリスマスにも寛容で許容する文化、他宗教を攻撃しない認める文化、縄文時代からの自然崇拜、すべての物質に神が宿る、八百万の神の精神がそうしたのでしょうか。日本はなんて素晴らしい国なのか、と改めて感じます。

しかし、その日本でさえ、卑弥呼もそうですが、その時代より遡り、紀元前後、倭国と呼ばれていた日本、小国が乱立していた時代から、生口、生きた口と書いて、奴隷の事です。生口・奴隷を中国へ献上し、中国の皇帝から国の安堵、承認を得ていたようです。鎌倉、戦国時代でも一般人は人質にもなり得なかった。一般人の命がないがしろにされていた時代です。殿様の両親やご子息だけが人質になり得た時代です。イスラエルの首相も、自分のご子息とイスラエル人の人質 200 人を交換してからガザ地区への攻撃を検討すべきだろうと揶揄してしまいます。いつになったら人の命が等しくなるのだらうと思います。ロシア、イスラエルに限らず、日本の常識で世界が動いていないことの現実を、我々は直視しなければならない。私達はどうかあるべきかを考えておかねばならないと思います。

また、能登地方の復旧・復興についても考えさせられてしまいます。50年、100年の時間をかけて整備してきた道路、水道、漁港など能登地方のインフラが一瞬にして破壊されました。右肩上がりでも人口も経済も上昇するのであれば復興にお金を掛けて時間を早めることも可能でしょうが、この人口減少の時代に、果たして短時間にすべてを元に戻すことは可能でしょうか。当地方は復興税で復興を早められましたが、能登はどうなるのでしょうか。心情では寄り添いたいところですが、難しい舵取りが必要だと思います。どこかで効率的で効果的なコンパクトシティを検討しなければならないと思います。

我が町も厳しい財政・財源の中、世界、国、県、社会を見据えて、今を生き、今までの町を導いてくださった先輩方を大事にしながら、将来の我が町を担うことも達のことを考えて、より良い階上町を目指す必要があります。これが政治家に課せられた使命であります。

さて、私も政治を志して 10 年目になります。選挙も 3 回経験しました。8 年前に、地域の生活道路を舗装にさせていただきたく、わたくし道、私道の地権者、不動

産業者の方々を含めた約 15 名に、お願いして町へ寄付させていただきました。「要望書は不要です。寄付して頂ければ」という職員の言葉を信じた私が間違っていたのでしょ。300 万円の金額で可能な生活道路が未だに舗装されていません。地権者、地域の方からもご批判を受けましたが致し方ありません。

数年前から町の施策の進め方、情報開示に疑問を持ち始めました。議員になりたての頃は、町に対してよくやっているのだろう、町のために町長はじめ職員も一生懸命働いているのだろうと性善説に基づいて行動してきましたが、数年前から疑問を持ち始めました。すべての方々ではないのかもしれませんが、とても残念なことです。

議員のグループからも退会し、自由に行動してまいりたいと思っています。一般質問も昨年から毎回することにしました。今までに、選挙管理委員会の業務について疑問を持ち、質問させていただきました。また、監査委員についてもいかがなものかと質問をしたいと思っています。

20 数億円の借金がある下水道事業について数回質問をしました。特に、寝たきりの方や小さなお子様の生活環境向上の生ごみの回収を、1 年通して週 2 回にするようお願いもしました。町内会費や町民負担の軽減、町内各地にある防犯灯の交換に対する町の支援もお願いしました。人口減少に対応するために、子供の出生率の少なさに移住定住促進の早急な対応もお願いしてまいりました。机、椅子の更新に 3 千万円の高額投入に、もったいないと苦言もいたしました。物価高騰対策支援金の使い方、指定管理者や一部の事業者だけへの支援でなく、町民への支援も要望しました。また、財源の厳しい当町に、財源確保に、ふるさと納税の質問もさせていただきました。以前から町民の方々から要望のあった、交通弱者、高齢者の移動手段、乗合いタクシーについて質問しようとしていますが、緊急な事案が多く質問に至っておりません。今回はお金に関する財源・財政について質問させていただきます。

1 点目の町の財務、資産や債務の蓄積と財政、お金の管理について伺います。令和 4 年度の決算は一般会計の歳出は 62 億円、特別会計が 33 億円、合計 95 億円が当町の歳出決算額、すべての会計が黒字。一般会計の町債残高、借金の蓄積が 50 億円、特別会計の借金が 21 億円、合計 71 億円が町の借金です。一般会計と特別会計を合わせると 39 億円が当町の基金、貯金の額です。借金と貯金を差引きすると 32 億円、借金が多い状況です。借金と貯金の差額だけで会計を回すことは出来ません。資産額と負債額は一致するように、突き合わせる必要があります。当町の決算書、監査委員が報告する決算審査意見書には、全ての資産が載せてありません。よって財政・会計がよくわかりません。

令和 3 年度の当町の一般会計の資産項目、公有財産・物品・債権、貸しているお金・基金、貯金、それぞれの金額を伺います。

また、資産合計と負債合計と純資産合計の金額を伺います。

併せて行政コスト計算書、損益計算書の純行政コスト額、損益を伺います。

次に、特別会計の漁業集落排水事業と公共下水道事業についても同様にお願いします。

次に、旧小舟渡集会所は、津波浸水想定区域内に立地しており、老朽化した小舟渡集会所は、令和元年に事業推進を決定して、予算化に着手しました。令和2年度、測量・用地取得で739万7千円。令和3年度、設計と用地造成で2,968万円の予算、2,968万9千円、令和4年度、新築工事1億3,213万2千円、令和5年、備品購入で383万円の予算、総額一億7,304万8千円の事業です。

財源のほとんどは起債、新たな借金です。予算化した令和元年の成果説明書の借地契約の状況には、平成31年4月から令和10年3月までの10年間の借地契約、年間41万8千円と記載されています。10年間で418万円の金額です。集会所建設の事業は、10年をかけて実施する事業ではありません。令和5年に既に集会所は完成し、使用しています。

なぜ、令和元年に小舟渡集会所の整備事業を行うことが決定していたのに、令和元年から令和10年までの10年間の借地契約を結んだのでしょうか。借地契約を10年間結んだ経緯・理由を伺います。

次に町で管理している土地の全てが、町が所有しているわけではありません。借りている土地があります。令和4年度で各地権者に支払っている金額の合計が2千万円です。毎年2千万円で、10年で2億円、20年で4億円、30年で6億円になります。契約期間も長いもので30年です。30年では、社会の経済状況は大きく変化します。銀行は、住宅ローンのような長い期間の貸付は、リスクを考慮した高い固定金利や変動金利を提案し、借主に判断を委ねています。現在は、5年ごとに利率を見直す変動金利が主流のようです。

町で契約して借りている土地は、様々な契約期間です。5年もあれば、10年、30年の契約もあります。また、今まで30年間借りて、更に30年借りる契約もしています。借地契約に対して、条例などの契約期間設定に何か規定があるのか伺います。なぜ、このような同じ価格で長い期間、町が借りているのか伺います。

過去の出来事を悔やんでも解決になりません。過去は変えられません。未来を見据えて、進めなければなりません。このまま時間が経過して、損失を町民に負担させることは出来ません。町民の税です。借りている土地を、町が地権者からの買い取りを進めて頂きたい。地権者に支払っているお金がもったいない。買い取って、借地料に支払っているお金を、町民のために使っていただきたい。借地の買い取りに対する町の見解を伺います。

次に、令和3年に減債基金2億円を一気に積みました。この基金は、借金を返済するために貯金を積み立てることです。日本では多くの行政が行っています。海外の先進国では行っていません。令和3年に積立てた減債基金2億円の利息が、令和4年に3,802円付きました。0.0019%の利息です。小舟渡集会所の整備事業費1億5,290万円を借入した利率は、0.2%、金利の低い地方公共団体金融機構の現在の利率で借入れしました。単純に計算すると年間30万6千円です。利息は年4千円、差引きすると毎年30万2千円の損失です。これを20年間の返済期間で計算すると、30万2千円×20年=604万円の損失です。私は、町の貯金額39億円の20億円は、貯金として不要とっております。借金返済に充てるべき、新たな借金をしない、起債不要とっております。

令和6年度の当初予算も2億7,560万円の借金をします。単純化した計算として借金20億円の低い金利、低い利率0.2%でも年間400万円の利払いです。一方、貯金は20億円の利息は、4万円です。差引396万円の損失です。10年間で3,960万円、20年で7,920万円です。単純計算でありますがいメージ出来ることでしょう。20年で8千万円の損失です。実際はそれ以上でしょう。0.2%の利率は一部であり、現実的にあり得ません。

今後は、マイナス金利も解除され、金利は緩やかに上昇します。町の令和4年度の一般会計の長期債償還利子、借金返済利子額は約2,500万円、漁業集落排水事業で300万円、公共下水道事業で2,800万円、合わせると5,600万円の金額を支払っています。お金があるのに毎年5,600万円の利払いがもったいない。基金を取崩し借金を返済すべきですが、町の見解を伺います。

特別会計の、国民健康保険特別会計の決算書の一般会計からの繰入金は1億3,800万円です。しかし主要施策成果説明書の特別会計繰出金の状況を見ると、一般会計からは6千万円、国と県の補助金7,800万円となっています。国と県からの補助金を一度一般会計に入れてから、一般会計からの繰入金として特別会計に入れているようです。これに間違いありませんか。

特別会計の決算書では特別会計の施策の本当の財源を理解することは出来ません。特別会計は独立採算制です。財務会計もそのようにすべきです。施策に沿って財源を明記した方が解りやすい。なぜ一般会計に一度入れて、特別会計に繰入金として入れているのか、理由を伺います。また変更する考えはないのか、見解を伺います。

次に令和4年度の決算における一般会計からの繰入金のうち、依存財源を除いた繰入金は、国民健康保険特別会計に6千万円、漁業集落排水事業特別会計に3,800万円、介護保険特別会計に1億8,100万円、公共下水道事業特別会計に1億5,100万円、後期高齢者医療特別会計に2,400万円、合計4億5,400万円。町税が11

億円、自主財源が 14 億 6 千万円の当町の一般会計の財源の 31%を特別会計に繰り入れています。大きな金額です。

独立採算制の特別会計が一般会計からの繰入金で成り立っています。税の公平性と受益者負担で恩恵を受けている方々の事業に、全町民の税が使われています。この町債残高を含めて、この税の透明性・情報開示として町民へ伝えるべきです。広報には記載がありません。なぜ町民に伝えていないのか、その理由を伺います。また今後開示していくのか、広報に掲載するのか伺います。

独立採算制の特別会計、一般会計からの繰入を少なく、保険料や手数料を引き上げることがなく、当然町民へのサービス・福祉の低下を招くことなく削減することが重要です。一般会計からの繰入を少なくすること、徴収料の値上げをせず町民サービスを低下させない方針や考え施策をお持ちでしょうか。伺います。

次に、令和 4 年度の漁業集落排水事業の町債残高 1 億 1,400 万円、公共下水道事業の町債残高 20 億 1,800 万円、合計 21 億 3,200 万円が特別会計の町債残高です。漁業集落排水事業と公共下水道事業特別会計の町債残高を支払うべき方々が誰なのか確認いたします。あくまで独立採算制、受益者負担の基本的な考え方、あるべき姿を確認します。また、その方々が支払う場合の一人あたりの返済金額についても確認します。

当町には、9 種類の基金があります。基金には、設立の目的や経緯があります。設立当初から相当の時間が経過しています。設立当初と現在では、財務状況や考え方、キャッシュフロー、現金の流れ、地方公会計、資産と負債の突き合わせなど、施策も社会の変化とともに大きく変わっております。基金の額とともに数を見直すべきではないでしょうか。色々な目的で基金が創設されました。しかし、基金の目的が現在の施策にそぐわない、国や県が取りやめた事業を復活させた事業・基金があります。例えば、肉用牛導入事業基金です。無利子で 5 年間一世帯 120 万円までです。一方階上町事業活性化資金特別保証制度は、1.9%以内の利率で 10 年以内一企業 2 千万円以内です。片方は無利子です。公平性に欠ける事業と考えます。政治はフェア、公平が基本です。これについての見解を伺います。

基金は、財政調整基金のように、自由度がある基金が一つあれば良いと考えます。シンプルでわかりやすい基金、会計、いわゆる見える化透明性です。私個人の意見ですが、4 つの基金で十分です。町の見解を伺います。また、財政調整基金の適切な金額についても見解を伺います。

町長の目指す、財政規模や町債を含めた財源確保、プライマリーバランス、借金をしないで収支を均衡にするなど、施策を行うにあたっての財政・財源に関する考えについて伺います。

次に2点目の町長の目指す町づくりと役場の役割について伺います。多くの町民から支持を受け、新しい町長が誕生し2年が経過しました。町長の目指す階上町を確認しておきたいと思います。

限られた財源の中で最大限の効果を発揮する、させる。町民を豊かにする、町民の福祉向上、町民サービス向上が町長や役場職員に求められています。町長の目指す階上町及び重点をおいている取組・事業、町民にわかりやすい具体的な施策について伺います。

最後に、役場職員の業務・役割の推進、二元代表制の町議会議員や町民に対する姿勢についての町長の考えを伺います。

我が町には、多くの課題が山積しているといっても過言ではありません。基本的な住民サービスのごみ問題や防犯灯、高齢者の移動手段、学校教育、道路など、他町村から大きく遅れをとっていると感じています。スピード感の無さ、結果が伴わない、時間が過ぎて、たまらない焦燥感を感じているのは私だけでしょうか。お金を賢く使い、町の経済、福祉向上を目指して行動することが町に求められています。国もそのようなことから公会計の導入を促し『会計をきちんとして分析しなさい。分析して方針を決め、続ける事業、止める事業を判断し取組みなさい』。これが公会計の主旨です。ただ、公会計をやれば良いものではありません。我が町の業務は、目的と手段、動機付けをよく理解していないように感じています。

さて、国はお金を刷る、発行することが出来ます。国債などの利払いの仕組みは、市町村と異なります。単純化すれば、独立機関とはいえ日本銀行は政府の子会社です。日本銀行の利益は国の利益です。去年の物価高騰の一因である1ドル150円以上の円安を行き過ぎとして、日銀は、日本銀行は、円高時代に買っていた、持っていたドルを売り、30数兆円の利益を得ました。日本には、相当量の先進国の外貨があるとされています。国と町では、大きく仕組が異なります。町はお金を刷ることも出来ません。銀行の経営もしていません、出来ません。

階上町は、一次産業で生活している方の人数も少なく企業の数も少ない。八戸市への通勤、病院等を含め、八戸市への依存度の高い町です。しかし八戸市の一地方・一地域であってはならない。住民の声が届く自治体でなければなりません。住民の声が届く、少なくとも自由に使える自分の財布を持つ町であることが重要と考えております。そのために、八戸よりも住民が豊かさを感じる町にしなければなりません。豊かさはお金だけではありません。しかし、お金は必要です。経済と海と山のある自然の調和の取れた町、精神的な豊かさと経済的な豊かさを醸成していくべきと考えます。

人間の知恵は無限です。多くの知識を学ぶことで、知恵が生まれます。太古の昔より、情報で知識で縄文人は物々交換をしたり、技術を得たり移動したりしました。歴史時代に入り、一部の人間が情報を握り、情報を隠匿して、政治・経済を操ってきた時代も長くありました。みんなの力で変えていかねばなりません。

最近、情報量が多く、情報過多になり過ぎます。プロパガンダや情報操作を行い、人々を惑わしている時代でもあります。正しい情報が何かを見極める必要があります。当町はまず、正しい情報をオープンにすることです。情報公開、透明性を行っていただきたい。そうすることで、多くの知恵が生まれます。知恵と熱意を合わせれば、必ず良い結果が生まれます。町民が豊かになったと感じる結果を残したいものです。

長々と21の質問をさせていただきました。話し言葉は、記憶に残ることはありませんが、忘れてしまいます。特に数字の質問をしましたので、わかりやすいパネルボードや資料配布が、国会のように議場に持ち込めれば良いのですが、持ち込めません。8年前にもお願いしましたが未だ採用されておられません。色々経験し、今回は質問の数を多くしました。3回目の質問をするつもりはありません。再質問をいくつか、出来れば良いのかなと思っております。

階上町議会は、数年前から議会基本条例制定委員会を立ち上げて進めています。効果的、効率性の高い、より良い議会改革になること、それを町民の皆様に早期に公開できることを希望して、壇上からの質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。（大下議員降壇）

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。（町長登壇）

○町長（荒谷憲輝君） それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

最初に1つ目の、町の財務と財政についての件であります。答弁に入る前に、前提となる内容について、ご説明させていただきます。まず、町の決算書についてであります。国が示した様式に準じて作成しており、適正に処理されているものであります。自治体での固定資産及び備品の管理については、面積及び数量により管理することとされており、決算書自体に、資産額の記載はございません。

次に、統一的な基準による公会計制度についてであります。財務書類の作成方法には、複数の会計基準があり、自治体間の比較が難しいなどの課題があったことから、平成26年度に、国が新たに全国的な基準を示し、平成28年度決算から、全

での地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成と公表を行うこととされました。国の統一的な基準は、経済取引の記帳を、現金の収入・支出として、一面的に行う単式簿記である官庁会計を、企業会計である経済取引の記帳を、借方と貸方に分けて二面的に行う複式簿記を取り入れることで、資産等のストック情報が見える化するためのものです。

現金の収支に着目した会計処理原則の現金主義会計は、現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理が可能というメリットがある一方で、現金支出を伴わない減価償却費や退職手当引当金等のコストが把握出来ないというデメリットがあります。経済事象の発生に着目した会計処理原則の発生主義会計は、現金支出を伴わないコストの把握が出来るというメリットがある一方で、投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれるというデメリットがあります。

また、地方税法第 348 条第 1 項において、「市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することが出来ない。」としており、国の統一的な基準による地方公会計マニュアルの資産評価及び固定資産台帳整備の手引きでは、固定資産台帳も、現在価額が明確ではなく、保有する全ての資産を、網羅的に把握する固定資産台帳にはなっておらず、この価額が明確でない固定資産台帳を統一的な基準とするため、取得価額が判明しているものは取得価額で、取得価額が判明していないものについては備忘価額 1 円で評価するなど、あくまでも、国の統一的な基準で作成した財務書類の金額であるため、町の決算書の内容とは合致しませんので、混同することのないようお願いいたします。

なお、国の統一的な基準による令和 4 年度の財務書類につきましては、作成中ですので、町のホームページで公表している、令和 3 年度の金額について、お答えさせていただきます。また、財務書類の金額の単位につきましては百万円単位に統一とされており、それぞれ端数調整を行っておりますので、単純合計額とは合致しません。

それでは、1 点目の一般会計の資産合計等についてであります。令和 3 年度の貸借対照表の資産合計額は 257 億 8,900 万円、負債合計額は 63 億 1,900 万円、純資産合計額は 194 億 7 千万円、行政コスト計算書の純行政コスト額は 61 億 1,700 万円であります。

次に 2 点目の漁業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の資産合計等につきましては、令和 3 年度の、統一的な基準による、漁業集落排水事業特別会計の貸借対照表の資産合計額は 7 億 6,800 万円、負債合計額は 1 億 3,700 万円、

純資産合計額は 6 億 3,100 万円、行政コスト計算書の純行政コスト額は 4,900 万円となっており、また公共下水道事業特別会計の貸借対照表の資産合計額は 31 億 900 万円、負債合計額は 20 億 9,400 万円、純資産合計額は 10 億 1,500 万円、行政コスト計算書の純行政コスト額は 1 億 7,600 万円となっております。

次に 3 点目の旧小舟渡集会所借地契約期間についてであります。始めに、訂正をお願いいたします。令和元年度の主要施策成果説明書に記載されている小舟渡集会所の敷地借り上げ契約期間については、『平成 31 年 4 月から』と記載されておりますが、正しくは『平成 30 年 4 月から』でございますので、お詫びをして、訂正させていただきます。なお令和 3 年度以降の主要施策成果説明書においては、正しく記載されていることを申し添えます。

それでは、借地契約を 10 年間結んだ経緯・理由についてであります。借地契約を締結する際に、平成 4 年 8 月 1 日以降の借地権の設定は、借地借家法に基づき、期間を定めることとなっております。本法律では、第 3 条により当初契約期間は 30 年以上、第 4 条により第 1 回目の更新契約期間は 20 年以上、それ以降の更新契約期間は 10 年以上と定められております。旧小舟渡集会所の借地契約に関しましては、平成 30 年 3 月 31 日に当時の契約期間が満了し、更新する必要があったことから、同法第 4 条の 2 回目以降の契約期間となる 10 年により、更新契約を締結したものであります。

次に 4 点目の借地契約に対する条例など契約期間設定に関する規定につきまして、前段で説明したとおり、借地借家法に則り借地権の存続期間及び更新後の期間を定めているもので、町独自の条例や規定はございません。

次に 5 点目のなぜ同じ価格で長期間借り続けているのかとのお質問につきまして、借地料は契約時の固定資産税課税標準額に基づいて算定しております。また、同一の土地を、契約更新しながら継続的に使用する場合には、固定資産税の評価替えも考慮に入れ再算定をする場合もありますが、著しい変動がない場合には、地権者との合意のもと同一価格で契約更新しており、契約期間については先に答弁したとおりであります。

次に 6 点目の借地の買い取りに対する町の見解についてであります。これまでも町としましては、使用目的により恒久的に活用する資産となるのか、もしくは一時的なものとなるのかを見込み、その期間が長期にわたる場合には、地権者との交渉を通して用地の買収を検討してまいりましたので、今後におきましても、同様の対応としたいと考えております。また補助事業の中には、用地費についても補助対象となる事業もありますので、活用の検討も併せて行ってまいります。

次に7点目の基金を取崩し借金を返済すべきではないかとのご質問についてであります。地方債は地方公共団体が単年度を超えて行う借入れのことであり、実際に地方債を起こして、資金の借入れを行うことを起債と言います。

なぜ地方債で借入れを行うかと言いますと、例えば新たな施設を建てるためにはたくさんの費用が掛かりますが、この施設は建てた後、数十年にわたって使用されます。

ここで、町の予算は、基本的に単年度毎に、次年度の歳入と歳出を見積り、予算通りに事業を行います。施設の建設事業に掛かる経費を、単年度の予算で執行するとなると、その施設が建設された時の現役世代にとっては、建設に予算が費やされた結果、他に必要とされる事業ができなくなったり、先延ばしになるなど、何らかの負担を負うこととなります。その一方で、施設が建てられた後に生まれた世代では、施設建設については、何の負担もなしに、その施設を利用することができます。

このように、単年度予算で予算額の大きな事業を行おうとすると、世代間で不公平が生じます。地方債を借りて借入金を数年から数十年など段階的に償還していくことで、こうした世代間の不公平を解消することができます。

また、地方債はどのような事業についても起こせるものではなく、学校や保育所などの施設、消防施設、公共施設、道路、港湾、公共用の土地など、対象となる事業に制限があり、主に国庫負担金や国庫補助を受けた事業や、特例として臨時財政対策債などがあり、起債を充当できる金額につきましては、事業費の何割まで充当可能かという率が決まっており、国から示された充当率に従っております。このように、国庫負担や起債を活用することで、町の一般財源を抑えることが可能となり、借りたお金は、毎年度償還していくこととなります。

議員ご質問の、基金を取り崩して借金を返すということになりますと、繰上償還を行うこととなりますが、繰上償還を行った場合、借入先に対し将来支払う予定の利息相当額を、補償金として単年度で支払うこととなり負担が大きくなってしまいますので、複数年度の償還とすることで、単年度の負担を軽減しております。また借り入れた地方債につきましては、元利償還金として返済が生じることとなりますが、これに対しては地方交付税法及び普通交付税に関する省令に基づき、一部の元利償還金の一定割合について、財政需要の額に算入する方法により算定し、普通交付税で措置されており、将来の財政負担を軽くするための手法をとっているところであります。以上のことから、今後につきましても、これまでどおり、償還額の抑制に〈10分前〉努めながら、地方債制度を、効果的に運用していくこととしております。

次に 8 点目の国民健康保険特別会計の繰入金についてであります。議員のご質問の中で、国と県からの補助金とのことでしたが、負担金でありますので、よろしくお願いたします。また、ご質問の国と県からの負担金を、一般会計からの繰入金として、特別会計に繰り入れているのかにつきましては、議員ご案内の通りでございます。

次に 9 点目のなぜ一般会計から繰り入れるのかについてのご質問であります。町は、国民健康保険法に規定された対象経費を、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り出しておりますので、適切な会計処理を行っているところであります。

よって、10 点目の変更する考えはないのかのご質問につきましては、変更することが出来ないものであります。

次に 11 点目及び 12 点目の特別会計の町債残高を含めての広報掲載についてであります。現在、町では、当初予算の内容等につきましては毎年 4 月号の広報はしかみに掲載し、決算につきましては 10 月号に掲載しております。また一般会計の町債残高につきましては、決算を掲載している 10 月号の広報はしかみにて、町民の皆さんにお知らせしているところであります。掲載内容につきましては、これまで全体的に一般会計が大部分を占めており、特別会計への繰出金額につきましては、一般会計歳出の性質別経費の内訳、繰出金の箇所ですべての特別会計の合計金額を掲載しているところであります。

また特別会計につきましては、4 月号の広報はしかみでは、当初予算額や対前年度比を、10 月号の広報はしかみでは、会計毎の決算状況について決算額及び前年度比を掲載している状況であります。以上のことから、議員ご発言の「町民に伝えていない」には当たらないと考えておりますし、今後とも公表する資料については、分りやすいよう、工夫しながら進めてまいります。

次に 13 点目の特別会計に対する施策考えご意見とのことですが、それぞれ特別会計の性質及び目的等が異なっておりますので会計毎に申し上げますと、始めに漁業集落排水事業と公共下水道事業につきましては、下水道料金が使用水量に直結しておりますので、使用水量の増加が収益増加となりますので、引き続き、加入促進を進めてまいります。また、施設の計画的な修繕に取り組むことで、経費削減並びに平準化につながることもとなります。令和 6 年度からは、公営企業会計の導入により、これまで以上に経営状況が透明化されていきますので、新たに中長期的な収支を見込んだ経営戦略の見直しを実施する予定としております。

次に介護保険についてであります。介護保険法において一般会計で負担すべき率・項目が定められておりますので、法に従って繰り入れをしております。この繰入額を減ずるためには、介護給付の対象者とならないような施策を展開していく必

要があり、現在、介護予防事業等を活用して、町民の健全な生活を支える支援を行っているところであります。

最後に国民健康保険と後期高齢者医療についてであります。先程の介護保険と同様に、それぞれの法律により繰り入れについて規定されているところでありますので、健康診査等事業及び特定健康診査等事業などにより早期に病気を発見し、重症化する前に治療を開始することが出来るよう、受診の勧奨を行い、受診率の向上に努め健康長寿の町づくりを進めて行くことが、結果として特別会計の負担軽減になるものと考えております。

次に 14 点目の下水道事業関係についてであります。下水道事業は、地方財政法及び公営企業法により、公営企業として運営しております。議員ご案内のとおり、公営企業は、収入をもって経費に充てる独立採算を基本とし経営するべきものとされておりますが、性質上能率的な経営を行っても、その経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難と認められる経費について、一般会計で負担できることとなっておりますので、町及び受益者が負担するものと考えております。

次に 15 点目の受益者の方々の一人あたりの返済金額についてであります。前段で申し述べたとおり、町及び受益者が負担することとなることから、単純に一人当たりの金額を計算することは、妥当ではないものと考えております。

次に 16 点目の肉用牛導入事業基金についてであります。基金事業と一般会計で実施する振興対策事業を比較されており、一概に回答できる質問ではございませんが、肉用牛導入事業基金の対象者は、町内の肉牛生産者で、事業活性化資金特別保証制度の対象者は、町内の中小事業者となり、それぞれの受益者や利用目的が違うものであり、その時々々の社会情勢の中での問題を、効果的に解決出来るよう条件を検討し定めているもので、公平性に欠けるとのご指摘には当たらないものと考えております。

次に 17 点目の 4 つの基金で十分ではとのご質問についてであります。現在、町では、地方自治法第 241 条第 1 項に基づき、階上町基金条例を制定しており、財政調整基金、減債基金、国民健康保険特別会計財政調整基金、地域福祉基金、介護保険給付費準備基金、公共下水道事業償還基金、肉用牛導入事業基金、公共用地取得基金、森林環境譲与税基金の 9 つの基金を設置しております。

財政調整基金は、町財政の調整資金に充てることを目的としているもので、減債基金は、地方債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資することを目的としており、国民健康保険特別会計財政調整基金は、国民健康保険の財政の健全な運営に資することを目的に、地域福祉基金は、〈ブザー音〉

○議長（長根岩夫君） 町長に申し上げます。発言の制限時間が超過しましたが、ただいま発言中の答弁 1 件について、の発言を許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、ありがとうございます。

地域福祉基金は、高齢者の居宅における福祉の増進に関する事業等を行う民間の団体に対する補助等を行うことにより、地域における高齢者の福祉の増進を図ることを目的に。介護保険給付費準備基金は、介護保険の財政の健全な運営に資することを目的に。公共下水道事業償還基金は、公共用水域の水質保全と町民の生活環境の向上を図るために、下水道等処理施設を整備する事業に関する公共下水道事業債の元利償還に要する経費の財源に充てることを目的に。肉用牛導入事業基金は、肉用牛生産の振興に資することを目的に。公共用地取得基金は、公共施設の用地を、円滑かつ効率的に取得することを目的に。森林環境譲与税基金は、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てることを目的として、それぞれの基金条例により設置されている基金であります。

なお、基金の管理につきましては、地方自治法第 241 条第 2 項により、当該基金の設置条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされており、基金の処分につきましては、地方自治法第 241 条第 3 項により、特定目的のために財産を取得し、又は基金を積み立てるための基金は、当該目的のためでなければ処分出来ないとされております。町としましては、これまでも、令和 3 年度末に、東日本大震災復興基金を当該基金の役割を終えたとして、廃止するなど、適正な管理を行ってきました。今後におきましても、引き続き、それぞれの基金の目的に沿った管理を、継続していくこととしております。

以上でございます。（町長降壇）

○議長（長根岩夫君） 以上で、7 番、大下修君の質問を終わります。

次に、2 番、渡部高明君の質問を許します。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） 2 番、渡部高明です。よろしく申し上げます。（渡部議員登壇）

2番、渡部高明です。昨年9月に続き2回目の一般質問となりますが、よろしく  
お願い申し上げます。まず、新年早々地震や事故が続きまして、被災された皆様  
には心よりお見舞い申し上げたいと思います。また階上町民の皆様には良き年となる  
ことをご祈念申し上げます。

それでは通告に従いまして、今回も自治体の運営、政策の具体化である施策事業  
の実施に関し、町と行政機関が行うべきことを適切に行っているかをチェックする、  
いわゆる監査質問と、自治体の政策課題と対策に関し問題提起や提案を行う、いわ  
ゆる政策提言質問を加えながら、一般質問をしたいと思います。

1つ目は階上町の公共交通について。すなわち、コミュニティバス運用とデマン  
ド交通について伺います。昨年の9月の一般質問で、地域コミュニティと地区集  
会所の利活用について質問させていただきましたが、今回は階上町全体のコミュニ  
ティバスの運用実態と、今後の施策について、検討していただきたいデマンド交通に  
ついて伺いたいと思います。言うまでもなく、今日の車社会においては、老いも若  
きも車による交通手段の利便性が生活の質の向上に重要であります。町、行政にお  
いては、とりわけ公共交通のあり方が重要課題であると思います。我々車を運転す  
る現役世代も、やがて運転免許を返上すれば、公共交通に頼らざるを得ません。子  
供達も学校の統廃合や部活動に便利な公共交通は欠かせません。

そこで、町長に階上町の公共交通のあり方は、現在のままで良いか伺いたいと思  
います。階上町は八戸市営バスの乗り入れから1998年、今から26年前に補助金  
を使い南部バスへ転換し、その後2006年補助金の削減から、一部路線の減便廃止  
を決め、2009年今から15年前に現在の階上町コミュニティバスの運行を開始し  
ました。この運行バスの利用状況、補助金額をお聞きしたいと思います。

また路線、時刻等への町民の不満を度々聞くことがございますが、どのような組  
織で、どのような決め方をしているのでしょうか。

更に、将来的には他自治体の郊外や中山間地域で取り入れられてきた、デマンド  
交通を検討する考えはないか伺います。

デマンド交通とは予約して初めて運行される、乗り合いの公共交通のことです。  
タクシーとバスのメリットを合わせた公共システムとして、過疎化やドライバー不  
足による公共交通機関が減った地域で取り入れられ、タクシーより安価であること  
が魅力です。県内では、おいらせ町や大畑、奥薬研地区や弘前市内の観光、三沢、  
十和田の一部にも運用をされております。

続きまして2点目、階上町の食と観光についてお伺いします。昨年9月の一般質  
問で、階上町の観光について優れた観光ポイント素材が多くあり、広域観光の拠点  
ともなりうる可能性を言われながら、いまだ十分な施策がなされていないことから、

私から町長と関係課に観光の産業化と、滞在型宿泊施設の整備についてお伺いいたしました。その際町長から、階上町の重要な課題と考えている姿勢と、関係課でも引き続き、鋭意取り組むこととお答えいただきました。今回はそれを前提に、階上町の食と観光について少し突っ込んでお伺いしたいと思います。

言うまでもなく観光の楽しみは、訪ねた土地で口にする食であります。素晴らしい風景や体験を楽しみながら、その土地の美味しい食を味わえたら言うことはありません。いや、その地を訪れる目的が、その地の美味しい食そのものであることもあります。観光と食、更にその地の食文化と言っていいかもしれませんが、この食と観光は切っても切り離せないものと考えます。階上町の観光振興のため、食と観光に関して、町長はどの程度の認識、お考えをお持ちなのかお伺いします。

また、9月の一般質問で、観光の産業化について関係課から、アブラメと早生そばがあるとお答えいただきました。この2つの食に関してですが、地域にどれだけの経済効果を上げているかのデータがあるのか。あるならそれをどのように分析されているのかをお伺いしたいと思います。

はしかみいちご煮祭り、はしかみ臥牛山まつりによる地元の経済効果についてもお伺いしたいと思います。

更に階上町内には公益社団法人青森県栽培漁業振興協会がございますが、こちらの組織と何らかの情報交換や協力事業をしているのか、お伺いしたいと思います。せっかく町内にある県の協会、施設ですので、お互い有効活用して食の観光化、ブランド化を図っていただきたいと思います。

以上、壇上での質問を、とさせていただきます。よろしくお願ひします。(渡部議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長（荒谷憲輝君） それでは、渡部議員のご質問にお答えします。

まず1つ目の、階上町の公共交通について、コミュニティバス運用とデマンド交通の件であります。議員ご案内の通り、公共交通は、住民、特に交通弱者の移動手段の確保という点では、大変重要な役割を担っていると認識しております。導入までの経緯につきましては、議員ご案内の通りでございますので、私から導入後の経緯について、説明させていただきます。

路線バスの廃止区域や、空白地帯として運行されていなかった区間を対象に、平成 21 年 4 月からコミュニティバスの運行を開始いたしました。

運行していく中で、各種の要望やご意見が出されたことを踏まえて、平成 29 年度と平成 30 年度に、様々な路線、時間などの試行を実施し、平成 31 年度から現行の運行スタイルとして、定着してきているところであります。

利用状況につきましては、現行の運行スタイル前の平成 28 年度では、金山沢線 5,044 人、蒼前線 2,455 人、田代線 5,533 人、東部線 1 万 7,012 人でありましたが、直近の令和 4 年度では、金山沢線 2,641 人、蒼前線 6,865 人、田代線 6,424 人、東部線 9,087 人となっているところであります。

また運行に係る経費につきましては、令和 4 年度決算で、総額約 4,500 万円支出しており、その内運行に係る委託料につきましては、当初契約で約 4,200 万円必要となりますが、その後国の補助金約 670 万円と運賃収入約 175 万円が、各運行事業者へ支払われ、最終的には約 3,355 万円となっているところでございます。

なお、コミュニティバスの運行に関しましては、階上町地域公共交通会議を設置しており、構成メンバーは副町長を会長として、行政委員の代表、児童民生委員の代表、小中学校長の代表、関係交通機関の代表、労働者の代表、国・県の関係部署、八戸警察署階上交番に加え、学識経験者として八戸工業大学教授にも委員をお願いしており、合計で 16 名の委員を委嘱しております。本会議は毎年度開催しており、コミュニティバスの路線の一部変更や時間の変更、国の補助要件となる地域公共交通確保維持改善事業の事業評価など、コミュニティバスに関する事項について、ご審議いただいているところであります。

最後にデマンド交通の検討についてであります。平成 30 年度に大幅な改正と合わせて、協議されております。当時の協議状況は、JR 八戸線や南部バスによる路線バスの運行、スクールバスの代替としての運行など、決まったダイヤやスケジュールにアクセスする必要があり、デマンド交通と、現在のダイヤ制による運行を比較した場合には、ダイヤ制による運行のほうが、効率よく運行出来ると判断されたところであります。

現在も、路線バスや JR 線の便数の減少などがありますが、路線は維持されている状況でありますので、検討した当時と状況的には大きく変わっていないものと考えております。デマンド交通につきましては、今後とも、他市町村の活用事例やメリット・デメリットなどの情報収集に努め、町の公共交通への影響について、調査を継続してまいります。

次に 2 つ目の階上町の食と観光についての件であります。まず始めに、食と観光につきましては、近年は、フードツーリズムという言葉も聞かれるほど、地元の

美味しいものを食べることが、旅行の大きな目的とする旅行客も多くおります。食はその場所独自の文化であり、本町においては、いちご煮や階上早生そばがその一つであり、町内外の人がその食を求めて本町にお越しにいただいていることは、食そのものが観光資源の一つとして確立されているものと考えております。

また、食を観光に活用する仕組みを作ることも必要と考えており、いちご煮祭りや新そばまつりの開催に加え、巨木巡りやトレイルイベントなど着地型観光事業においても、地域の食を楽しんでいただける内容で提供しております。現在取り組んでいる階上産アブラメのブランド化につきましても、新たな観光資源の一つとなるよう、食の魅力づくりとその魅力を観光に活用する仕組みづくりを考えながら、推進してまいりたいと考えております。

次にアブラメと階上早生そばの経済効果についてであります。町では、経済効果を試算するために必要なデータを保持していないため算出しておりませんが、アブラメの令和4年度の販売額は約181万4千円であり、種苗放流の成果も出ていると予想され、前年に比べ漁獲量の増加に伴い販売額も少し増加しております。今後、ブランド化することにより、加工品の販売や飲食店での売上増加による経済効果を想定しております。階上早生そばにつきましては、そば振興の拠点であるわっせ交流センターとそば生産者で組織する階上そば振興委員会の事業運営費用と、道の駅などの階上早生そばを販売している施設でのそばに関する支出を推計した合計額は、令和4年度で約6,500万円となっておりますので、経済効果はこれ以上と考えております。

次に、いちご煮祭りと臥牛山まつりの経済効果についてであります。階上早生そばと同様、経済効果の算出を行っていないため、イベントに係る直接効果を、イベント運営費と来場者の消費支出から推計しますと、いちご煮祭りは約2,300万円、臥牛山まつりは約630万円となり、それに加えて地元商店への立ち寄りなどで、経済効果はこれ以上にあると考えております。

最後に、公益社団法人青森県栽培漁業振興協会との連携につきましては、これまで、水産振興関連の事業実施の際は、相談や職員の派遣などのご協力をいただいております。階上アブラメブランド化推進事業において、稚魚購入後の放流や標識放流の補助などに、ご協力をいただいているほか、アブラメに関する生態等の情報交換を行っているところであります。

以上でございます。(町長降壇)

○2番(渡部高明君) はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、渡部高明君。そのままどうぞ。（渡部議員起立）

○2番（渡部高明君） はい、2番渡部高明です。

町長ご答弁ありがとうございました。それでは壇上からの質問に続きまして、再質問をさせていただきます。

まず、階上町の公共交通についてでございますが、ただ今町長から特に交通弱者の移動手段の確保という点で、大変重要な役割を担っていると認識していると伺いました。しかし更に今後の地域の人口動態、すなわち人口減少と高齢化の進展を見ますと、人口の7割弱までが縮小とする一方、その半数が高齢者となる見込みです。階上町では2050年には52.6%、半数以上です、が高齢者になると、先日2月6日南部町で八戸市出身の是川夕さんの連携中枢都市圏の形成に関する講演会での国立社会保障人口問題研究所のデータがございます。今は現役世代で運転する我々も免許を返納する時が来ます。階上町外から通勤している方は、ピンとこないかもしれませんが、町内で高齢を迎える方は、移動手段の公共交通の問題は、いの一番に重要です。私達も含めて認識が少しゆっくりではありませんか。今後は町長には、更なる重要課題として取り組んでいただきたいと思います。

次にコミュニティバス運行状況についてですが、平成21年、15年前ですね。それから運行を開始し、平成31年、5年前に現行のスタイルとして定着していたとのことですが、平成28年度では、金山沢線5,004人、それを単純に1日平均しますと約14人、蒼前線が2,450人、1日平均7人、田代線が5,533人、平均約15人、東部線が1万7,012人、約47人とのことでした。これが直近の令和4年には金山沢線が児童のスクールバスを兼ねて減少、蒼前線と田代線は高齢化が進み、利用者の増加傾向にあり、東部線では住民の高齢化が更に進み、バス利用者が少なくなっているとお聞きしております。1日の数本の運行ですので、それを割ると、1回のバスの人数は数名ということで、決して多いとは思われません。

更に時刻や路線の経路、単純に浜手から役場やスーパーに来たいのに、迂回されて不便で困っているとの声を何度か聞きました。「議員さんたちはコミュニティバスに乗ったことがありますか」と聞かれます。実はそのような声を何度か住民から聞きましたので、新人議員3名で昨年8月8日、暑い日でした。ハートフルプラザから田代線、蒼前線、東部線に乗ってみました。更に1日では無理だったので、9月21日に2回目のコミュニティバスの調査勉強会をしました。確かにコミュニティバスの名のように、知り合いがいれば声を掛け合い楽しそうな姿もありましたが、それぞれの路線で路線順路や時刻で不満があるようです。何よりその声を伝えるための意見箱みたいなものがない。バスの運転手さんからは、バスの路線時刻に関し

て、自分たちは検討会に入れてもらっていないとの話でした。法律上、どこの自治体でも何々市、何々町の交通、公共交通会議を設置しなければならないはずですが、先ほどの町長の答弁でも 16 人の委員を委嘱しているとのことでした。しかし、そこには実際に乗客として利用している住人や、バスを動かしている運転手さんはいるのでしょうか。お聞きします。昨年弘前市の地域公共交通会議の一般募集をネットで見ました。様々な委員会の中でも、現場の生の声が一番大切な分野だと思えます。委員の一般公募、募集を考えていただけませんか。伺います。

次に運営経費ですが、令和 4 年度決算で総額 4,500 万円程度だが、国の補助金約 670 万円と、運行収入 175 万円が運行事業者に支払われ、最終的には 3,350 万円程度になっているとのこと。町財政として決して安い金額ではないと思えますが、当初申し上げた町民のための町の重要課題という点では、必要なものと思えます。コミュニティバスの台数を増やしたり、小さなマイクロバスで良いのですので、安価な値段にしたり、工夫が必要なのではないでしょうか。

最後にデマンド交通について伺います。答弁では平成 30 年に大幅な改正をした時、一時検討したが、その後改めて検討していないとの答弁です。果たしてそれでいいのでしょうか。ダイヤ制による運行に多くの住民の不満の声が聞かれ、他の自治体、青森県でも、おいらせ町を始め、三戸町、三沢市、十和田市の一部でもデマンド交通を導入しております。町長の答弁では、社会情勢に大きな変化があり、公共交通についてのあり方について、検討する必要が起きた場合に検討するとのことでしたが、もう検討する必要が起きているのではないのでしょうか。15 年前に開始したコミュニティバスです。10 年ひと昔と言われる時代から 5 年ひと昔、日々、日進月歩、テクノロジーも推進しています。そこで現在、他の自治体青森県内だけでも結構ですから、デマンド交通を取り入れている自治体の導入例、導入経緯、運行状況や課題などがお分かりでしたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

続きまして階上町の食と観光についてであります。まず食と観光について町長の認識ですが、食の魅力作りとその魅力を観光に活用する仕組みづくりを考えながら推進してまいりたいとの答弁でしたので、食と観光への認識は十分にあるということだとお受けしました。そこで次の問題は、前回の質問でも質した観光の産業化、つまり階上町の食の観光の経済効果です。この経済効果ですが、ある事業について事業運営活動により地域への経済的な影響を調査対象に、地元において発生した経済支出、需要のことです。需要を直接効果の対象とするものです。以前、私も 10 年ほど会長をしていたことのある、八戸地域社会研究会が行った 2014 年ヴァンラーレ八戸、市への経済波及効果の報告書では、青森県産業関連表による波及効果分析シートを用いて経済波及効果を試算しております。

これまで階上町ではそうしたことはやらないできたように思いますが、先ほど町長答弁でアブラメは漁獲量の増加に伴う販売金額の少し増、増加、階上早生そばについては、今回の質問で、関連支出から推計したところ、令和4年度は6,500万円程度となっており、この経済効果を算出し始めたことは、行政としても重要なことだと考えます。また町として一大イベントである、はしかみいちご煮祭りの直接効果は2,300万円、臥牛山まつりは630万円と経済効果を出していただきましたが、それらも行政として年々データ化し、観光の産業化を図っていただきたいと思います。更にその経済効果が地域経済や住民行政にどのように影響しているかの分析が重要になると考えます。今後、このような特産品開発やイベントの経済効果を、年度ごとに算出して分析していただけるのか、お伺いしたいと思います。

次に、青森県栽培漁業振興協会との協力関係です。階上アブラメブランド化推進事業において、稚魚購入後の放流や標識放流の補助などの協力とアブラメに関する生態の情報交換を行っているとの答弁でした。それはそれで結構ですが、階上の食文化漁業の振興を考えた場合、アブラメをホテルや料理店などと連携し、経済効果を更に上げる努力が必要になるとは思いますがいかがでしょうか。関係課に伺います。

また、私自身、この道仏榊平にある青森県栽培漁業振興協会に2度ほど訪問し、見学や取り組みについて話しを聞いております。そこで伺ったことは、アブラメのブランド化の次に階上町で有効なものは、昆布の森づくりではないか、ということことです。昆布種糸は1万メートル以上を生産目標とし、採苗、これは海苔の網に海苔の種を付けること、採苗は10月11月。培養期間は11月から1月、販売は12月から2月だそうですが、昆布は現代社会のテーマである健康や環境に最も適合しており、階上町で積極的に昆布の森づくりが出来たら、食と観光の新たな手立ての一つとなるのではないのでしょうか。政策提言の一つとしてお考えいただければと思うのですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。(渡部議員着席)

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。(総合政策課長起立)

それでは渡部議員の質問にお答えいたします。

はじめに、階上町地域公共交通会議のメンバーについての件でございますけども、国の補助事業への対応のために必要な構成を整えているところで、行政委員の代表、

児童民生委員の代表、そして小中学校の代表が、利用者の声を代表する形で参加をいただいているところで、乗務員などについてはメンバーとしてございません。

次の公募の件でございますけども、実際に利用している方々を、公募委員として参加をしている事例が、他町村にはございますので、当町においても同様の取り組みは可能であり、今後対象者や選定方法などを検討し、新たな対応が可能となるよう準備を進めてまいります。

次にデマンド交通の導入検討についての件でございますが、先ほどの町長の答弁にもございました通り、情報収集に努めているところであり、現在の状況について申し上げますと、県内40の市町村中、コミュニティバスやデマンド交通などを導入している市町村数は32市町村あり、そのうちデマンド交通を導入している市町村は15市町村でございます。デマンド交通の導入経緯は各市町村で異なりますが、主な理由としては、公共交通の撤退による代替、市町村合併による合併市町村間の連結、公共交通空白地帯の解消など、公共交通手段がなく、人口の少ない集落からの移動手段として導入されていると理解しているところです。

ただし全区域対象で運行している自治体が一つございまして、役場や支所、駅、病院、ショッピングセンターを結ぶ市街地循環線としてコミュニティバスを運行し、それ以外の区域内移動については、デマンド交通をドア to ドアで併用運行しているものでございます。導入条件は異なりますが、当町では、いつ、誰が、どのような目的で、どの場所に、どのぐらいの利用人数で、などから、利用者の利便性や必要性を一定程度確保出来ることが必要であり、更に経済性や公益性が求められるものと考えております。

一方で現在、町にある他の公共交通、路線バスやJRの維持存続も重要な公共交通対策と考えているもので、コミュニティバスやデマンド交通は、町内移動限定の交通手段であり、町外への移動手段の確保は、職場や進学先、病院などの多くを八戸市に求めている当町の現状では、もう一つの重要な公共交通政策と考えております。特に路線バスの維持については、運行事業者の努力や国庫補助の活用などにより継続いただいているところであり、町としても住民サービスと利用促進対策の一環として、乗車運賃の上制限を八戸圏域で統一するなどの対応を行っているところでございます。

このような路線バスとデマンド交通が競合路線として運行されることにより、乗車率が減少し、国庫補助の対象外とならないように十分な検討と調整を進めていく必要がございます。いずれにいたしましても、デマンド交通については、他市町村の事例を踏まえながら調査研究を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

はい。私からは、食と観光に関する再質問にお答えいたします。

1点目の経済効果の算出と分析についてですが、ブランド化やイベントなどの事業評価の一つとして、経済効果を把握することは大変重要であると考えております。観光庁においても、観光地域経済の見える化を推進していることから、今後、情報収集に努め、行政として入手できるデータからどのような分析が出来るのか検討してまいりたいと考えております。

2点目のアブラメの経済効果に関する件につきましては、階上アブラメブランド化事業では、漁師がこだわりを持って出荷しているという付加価値をつけたアブラメをブランド魚として確立させて、町内外や首都圏並びにインターネットなどで販売できるよう流通ルートを構築するほか、町内外の飲食店で販売、飲食店でブランドアブラメを食べることが出来るよう連携を確立することにより、これらに関わる人や店、業者が増えることで、経済効果の波及を目指して取り組んでいるところで

す。

3点目の昆布の森のご提言についてですが、町内においては階上町の食の1つに代表されるウニの実入りを良くするため、階上漁業協同組合小舟渡漁業生産部会が、青森県栽培漁業振興協会から指導を受け、どぶ漬けという方法で昆布養殖に取り組んでいるところで

す。また今年度小舟渡漁業生産部会では、青森県栽培漁業振興協会から昆布の種糸を購入するなどして、様々な方法を試していると同っております。

今後においても、昆布はウニなどの餌として、漁場を提供する以外にも、磯根生物の隠れ家となる藻場としても利用が出来ることから、県や漁業者と協力してこのような取り組みをほかの生産部会でも行っていただくことで、昆布の森づくりにつながるものと考えております。

以上でございます。（産業振興課長着席）

○2番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、渡部高明君。（渡部議員起立）

○2番（渡部高明君） はい、2番、渡部高明です。

それでは、ただいまの関係課の質問について再々質問させていただきます。まずご答弁ありがとうございました。

それでは1番目のデマンド交通についてですが、更に突っ込んでお伺いしたいと思います。先ほど県内の自治体で全域をデマンド交通でカバーしている自治体が1つあるとの答弁でしたが、その自治体であるおいらせ町公共交通ガイドブックを見て、デマンド交通についてご存知のない方もいると思いますので少しご紹介します。

おいらせ町デマンド型乗合バス、通称おいらバスというそうです。令和4年4月1日よりおいらせ町全域で利用可能です。デマンド型乗合バスは1回あたりの利用料金が決まっており、運行ルートは定めず、予約が入った場合のみ、乗り合いで運行する公共交通です。これまでの町民バスよりも自由度が高く、バス停まで歩かなくても良い便利なサービスです。利用方法としては、どなたでも利用できる。ただ、1人で乗り降りできない場合は介助者の同伴が必要です。

利用できる日時は原則毎日、午前8時から午後6時まで自由に乗降場所を指定し、電話またはスマートフォンで予約、受付予約は三八五交通の受託で、午前8時から午後10時までだそうです。運行車両はワゴンタイプの車両を平均4台。土日祝日には3台で運行です。支払い方法は現金または電子マネーで。利用料金は1回乗りの場合は300円、乗り合いなしの場合は500円、それぞれ子供は100円、200円だそうです。

これはとても住民にとって便利な施策だと思い、私、実際においらせ町役場の政策推進課に行って、導入の経過や現状の状況、課題について伺ってまいりました。

まず導入の経過ですが、それまで町民のコミュニティバスが本町と同様に4路線あったそうです。しかし、かねてより町の公共交通が不便だとの声が町民アンケートにおいても不満の巣窟で、毎年ワースト1位。議会の一般質問においても抜本的な見直しを行った上で、令和4年度から新たな公共交通をスタートさせると答弁してきたそうです。

令和元年度に県の補助事業を活用しコンサルティング事業委託を行い、令和2年には先進事例や、全国的な動向調査をした結果、デマンド交通の全町導入が望ましいと判断したそうです。令和3年度には、公募型プロポーザル方式による運行事業者を選定し、令和4年1月から住民説明会を行い、4月1日から運行を開始しているそうです。

令和4年度の運行実績ですが、運行路線は町内全域、すなわち、指定出発点から指定目的地までで、利用者は年間1万9,013人。内、現金乗車が1万8,012人、乗り合い無料券、これは病院等に行くときに出されるそうですが、それを利用する

人が 1,003 人、1 日平均あたり約 52 人の利用だそうです。運行利用料の支出額は 3,976 万 5 千円、収入は 710 万 5600 円、事業者への支払い支出は 3265 万 9400 円、国からの補助を差し引くと実質的費用額は 3109 万 4040 円だそうです。

これは先ほど町長答弁にありました階上町コミュニティバスの運行事業費に支払われている 3,355 万円程度より少ない額です。そして令和 5 年度、更に 1 日平均の利用者が約 72 人へと増えているとのことでした。今後の課題も伺いましたが、まだアンケートによる新たなニーズの把握に努めている段階で、せいぜい運行乗務員、ドライバーですね。や、予約センターのオペレーターの待遇、接遇態度、受け答えのことです、が挙げられるぐらいで、私の知り合いのおいらせ町議員にも伺いましたが、評判は大変良いとのことでした。

先ほどの課長答弁で、県内 40 町村の内 15 自治体がデマンド交通を導入しているとのこと。最近の NHK の朝のニュースでも秋田市で一部導入の社会実験を行って、住民サービスの向上に努めているとのことでした。町内の住民サービスの他にも、階上観光に来た方に利用されると考えます。おいらせ町でも導入から実施まで 3 年ほどかかり、階上町も検討すべき点がありますが、ぜひ前向きな進展をお願いしたいと思います。

また、昨日の読売新聞では、この制度とは違いますが、デマンド交通の制度とは違いますが、国は、政府は地域の生活の足を確保するため、一般ドライバーが自家用車を使って有料で、客を運ぶライドシェア、自家用車活用事業を 4 月にも導入する方針だ、という記事がありました。階上町においても、ぜひ遅れることなく、そのような施策を積極的に検討していただきたいと思います。詳しい答弁は要りませんので、今後の取り組みについてのことだけでも前向きな答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、食と観光についてです。食と観光については、特産品やイベントの継続的な経済効果の算出と分析について、そして新たな政策提言として、階上町の養殖による昆布の森づくりが有効ではないかということ。そして最終的には人の口に入る時点での加工技術のブランド化、更にはホテルや料理店との協力による、食のイベントを開催するのが重要施策になるはずです。

先般、八戸プラザホテルで開催された岩手、山形村短角牛でナイトという山形村短角牛のフルコースを楽しむ会に参加いたしました。1 人 1 万円の参加費で定員 100 名でしたが、参加希望者が多く、130 名ほど会場にびっしりと埋まっておりました。生産者や料理長が料理の旨味を説明し、久慈市の遠藤市長さんや観光物産の会長さんが、八戸市民に地元の短角牛の宣伝をしておりました。また、久慈市出身の歌手神楽こはくさんも会場を盛り上げて大変楽しい会でした。

階上町でもアブラメや早生そば、和牛のお肉などを組み合わせたフルコース。それに最近地元をPRした前川原チカ子さんのはしかみの女のCDも発売されたようですので、積極的に階上町内外に食と〈10分前〉観光イベントで発信していただきたいと思います。時間がありましたら、今後の姿勢だけでも町長か課長さんか、どちらでも結構ですので、ご答弁いただければと思います。

最後は政策提言となりましたが、以上で私の一般質問を終了したいと思います。よろしくをお願いします。(渡部議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立)

それでは、渡部議員の質問にお答えいたします。

私からは、デマンド交通のご提言ということでお伺いをさせていただきました。当町におきましても、導入する市町村それぞれ状況が異なりますけども、遅れのないうよう、調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

それでは、渡部議員の質問にお答えいたします。

はい、産業振興課としましてもPR活動は大事だと考えております。また地元の方にも、アブラメの魅力を知っていただけるということも重要な点であると思っておりますので、まず地元の方にも食べていただけるような、イベントなども考えてこれからやって行きたいと考えております。

以上になります。(産業振興課長着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で、2番、渡部高明君の質問を終わります。

次に、12番、百目木和俊君の質問を許します。

○12番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12番、百目木和俊君。

○12番（百目木和俊君） 12番、百目木和俊です。よろしくお願いいたします。  
（百目木議員登壇）

○12番（百目木和俊君） 12番、百目木和俊です。

3月定例会に一般質問の場を与えていただき、ありがとうございます。そしてまた、いろいろ指導、ご協力いただきました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

新年早々、能登半島地震により犠牲になられた方に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。実は平成28年6月、階上町議会として能登半島を視察研修し、特に輪島市の海の駅を視察し、現在ある階上町あるでい〜ばの建設に至った経緯がありまして、この地震が他人事ではないと思っております。1日も早い復旧、復興をお祈りいたします。それでは質問に入らせていただきます。

1つ目であります。町長の町政運営折り返しを迎え、自己評価と残り任期の意気込みについて質問いたします。荒谷町長におかれましては、町長就任以来、厳しい財政状況の中、町民の幸せのため日々町政の舵取りをしていただいていることに心から感謝申し上げます。町長として、折り返しにあたり、自身の考え現在の心境について、自己評価をお伺いし、残りの任期の意気込みをお伺いいたします。

次、2つ目の質問に入らせていただきます。これは以前にも質問いたしました。旧登切小学校の跡地の整備についてでございます。地区がまちづくり計画に載せてあることから、軽スポーツを楽しめる公園的な施設にする考えがないか、お伺いいたします。隣接するわっせ交流センターの集客増にも繋がると思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

3点目の質問いたします。町内小中学校施設の改善、改修についてお伺いいたします。教育民生常任委員として、町内小中学校を訪問し、建物関係、設備関係、そして校内環境の多くの要望を確認いたしました。その中でも、きめ細かく順位をつけての要望もあり、順位の高いものについては、出来るだけ早く予算の関係もあるかと思いますが、スピード感を持って改修、改善をお願いしたいと思っております。町のお考えをお伺いいたします。

4点目の質問をいたします。先ほど渡部議員からも質問がありましたが、ダブる面があるかと思っておりますけども、答弁もその辺は結構でございますので、よろしくお

願ひいたします。人間誰しもが高齢、年をとって高齢化になってまいります。昔であれば、バス停までもとどろん歩いていける状態の人が1年、2年経てきますと、バス停までも歩けない、歩行もままならない町民のために、コミュニティバスの運行の見直しをしながら、新たな移動手段の変更が必要だと私は思っております。高齢になり、そしてまた体力がなくなっても、今まで暮らしてきた地域に住み続けたい、そういう住み続けたい気持ちが大きい高齢者のため、使いやすく安全な移動手段を確保することが、これからの人口減少、高齢社会において必要であり、避けて通れない問題であると思っております。町の考えをお伺ひいたします。

この移動手段の実施にあたっては、地域性を考えながら、大変町にはまたいろいろ仕事でご迷惑するかと思いますけども、アンケートを実施し、利用する人数をある程度把握し、進めるべきと考えております。例えば先ほど、玄関口まで乗り合いタクシーを使用した場合、町としてのその支援に補助を出す考えがあるのか、それもお聞きしたいと思います。

移動スーパーについては、業者との話し合いにより進め、町として支援することができるのか、お伺ひいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。(百目木議員降壇)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長(荒谷憲輝君) 質問の冒頭での石川県能登半島地震の際、私もまずはお冥福、そしてお見舞いを申し上げ、切れ目のない長い支援が必要と思われまふ。復興に向けて努力していただくとともに、当町としても、義援金、支援金を送らせていただきました。被災された皆様の1日も早い日常を取り戻すことを祈念いたしております。それとともに、当町の公共施設の中で、可能な限り連続、そしてまた多数使っていただいている町民の方がおられます。自身の健康、またその健康とともに地域や、また町の活性化につながるものと思っておりますし、町の事業に理解をいただいているとともに、ご協力そして、今後ともにまちづくりに努めていただければと嬉しく思っている次第でございます。それでは百目木議員のご質問にお答えいたします。

まず始めに、1つ目の町政運営の折り返しを迎え、自己評価と残り2年、2年の意気込みについての件であります、折り返しの機会に私自身の考えと自己評価に

ついて、述べさせていただきます。私が町長に就任して以来、町民が生きがいを持てる、活力のあるまちづくりを目指して全力で取り組んでまいりました。この間、ご理解を賜り、ご支援いただいた町民の皆様には厚くお礼申し上げます。

私は、私の町政は、新型コロナウイルス感染症の対策に始まり、円安と、原材料費、エネルギー、食料品などの価格高騰による低所得者支援対策や、事業者支援対策、令和5年5月に、新型コロナウイルスが5類となったことを受けての、脱コロナ社会を形成していくための対策など、今までに経験したことのない状況の連続でした。このような状況の中、町民や事業者が経済的影響を受けていることを踏まえ、はしかみ暮らし応援商品券事業、事業者等物価高騰対策支援事業を実施し、地域の実情に応じた支援を提供してまいりました。

令和3年5月から始まった新型コロナワクチンの集団接種につきましては、昨年12月に無事完了し、81日間で約3万2千回、1日平均約400人の方々が安全に接種出来たことは関係各位のご協力と、町民のご理解のおかげであると感謝しているところであります。

子育て支援策としては、小中学校の給食費の完全無償化を令和4年度までは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してまいりましたが、令和5年度からは町の一般財源により、継続することを決断したところであります。また子ども医療費給付事業につきましても、高校生までに拡大し、現在実施しているところであります。

ハード事業面では、地域コミュニティの活性化を図るため、小舟渡集会所の移転新築工事や、蒼前集会所の大規模改修工事、利用者の快適性向上のための大蛇さわやかトイレの建て替え工事や、町民体育館、赤保内小学校と道仏小学校のトイレ改修工事を実施しております。また、町の宝である子供たちの学習環境の向上と、林業の振興のため、県内地域で親しみのある町内産赤松材を使用した、児童用の机と椅子を町内全小学校に整備いたしました。今後におきましては、行政サービスを将来にわたり安定的に提供し、続けるためにはデジタル化の推進と、町の魅力を最大限に活用しながら、地域創生の取り組みを加速することが極めて重要であると考えております。

本町では、昨日からコンビニ交付サービスを開始しました。マイナンバーカードの活用により町民の皆様は、全国のコンビニエンスストア等で必要な証明書を即座に取得することが可能となります。併せて書かない窓口の運用も開始いたしました。窓口職員が、直接必要な情報を聞き取ることで、町民の皆様の手続きがより簡単かつ、スムーズに進行出来るよう引き続き努めてまいります。

また GIGA スクール構想に基づき、ICT を活用した教育活動の充実を図るため、授業におけるデジタル教材の活用により、効果的な授業を実施することで、質の高い高度な教育の展開を目指してまいります。更に、公共施設の長寿命化を目指し、老朽化や、利用頻度を考慮した総合的な判断に基づき、石鉢小学校校舎および、体育館の大規模改修工事等、第 5 分団屯所と、道仏集会所の移転新築を進めてまいります。

そして近年の異常気象による夏の猛暑対策として、ハートフルプラザ・はしかみ、石鉢ふれあい交流館、森の交流館、町内 7 か所の地区集会所などの施設の一部に、エアコンの設置を進めてまいります。

私の任期の残りの期間におきましても、階上町の未来を担う子供たちはもちろん、全ての方が自分らしく、豊かな人生を送り、活躍することが出来る階上町を築くために、積極的に様々な課題に取り組んでまいります。町の発展と、町民の幸せのために、更なる努力を惜しまず、全力で取り組んでいく所存でございますので、今後とも町民の皆様のご支援とご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2 つ目に、旧登切小学校跡地の整備についての件であります。この跡地に関しましては、第 2 次平内地区まちづくり後期計画書豊かな自然と歴史文化が薫る里において、学校跡地広場の整備が掲げられております。具体的には地形を活かした自然公園の整備、グラウンドゴルフ場の整備、わっせ交流センターを拠点としたトレッキングコースや遊歩道の整備、そして交流センター周辺の環境整備、の 4 つの施策が計画されております。

この計画書に掲げられた草刈等のわっせ交流センター周辺の環境整備につきましては、地域の方々が常日頃から率先して活動して下さっており、そのご尽力に心から感謝申し上げます。それ以外の 3 つの事業につきましては、地域と町が、ともに協力し合いながら進める、協働事業に位置付けられておりますので、計画推進にあたっては、地域の皆様から様々なご検討をいただき、地区計画推進交付金等を活用しながら、地域と町の協働により、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に 3 つ目の町内小学校の施設の改善、修繕についての件は、教育委員会で所管しておりますので、のちほど教育長より答弁させます。

最後に通院、買い物困難者の支援についての件であります。先ほど渡部議員の一般質問で答弁いたしました地域公共交通、特にデマンド交通の件と考えますので、移動スーパーの件を含め、他市町村の事例を踏まえながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○教育長（丸岡博君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、丸岡博君。

○教育長（丸岡博君） はい。（教育長起立）

それでは百目木議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3つ目の町内小中学校の施設の改善、改修についての件にお答えをいたします。町内小中学校においては、町議会教育民生常任委員及び町教育委員により行っております学校訪問に合わせ、各小中学校から要望事項を教育委員会で取りまとめており、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりの学校訪問となったため、各小中学校からは改めて熟考の上、要望事項を提出いただいたところでございます。

また、これまでハード関係ソフト関係の2つの区分としていた要望事項の区分について、今年度から建物関係、設備関係、ICT関係、校内環境関係の4区分に細分化し、各小中学校においては、より具体的な内容と優先順位が分かるよう、要望を受けられるようにしたところでもあります。これら、各小中学校から要望事項の提出を受けたあと、教育委員会において取りまとめ、更に学校訪問の際や適宜聞き取りしております要望と合わせ、緊急性の高いものから整備、修繕等を行っているところでございます。なお令和5年度におきましては、道仏小学校ボイラー改修工事、防火設備修繕工事のほか、石鉢小学校トイレ便座等修繕、赤保内小学校浄化槽プロワー交換修繕、階上中学校マンホール蓋修繕等、15件の修繕を行っております。

議員ご要望の、要望が数年前からあるもの、順位の高いものはスピード感を持った改善を、につきましては、今後も各小中学校より具体的かつ、広く要望を聞き取り、優先度あるいは緊急度を判断しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（教育長着席）

○12番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12番、百目木和俊君。

○12番（百目木和俊君） はい。（百目木議員起立）

12番、百目木です。ありがとうございました。

2回目の質問いたしますけども、答弁は結構でございます。

多くの公約を掲げ、町長に就任したわけでございますけども、私はその公約の中で実現しつつあるものもあると思っております。しかし現在のこの社会状況を見たとき、多くの公約を掲げて町長になったわけでございますけども、その実現は大変厳しいものがある。私はそう認識しております。

現在の物価高騰、町民の皆様は大変、苦しい生活をしている方が多いと思われま。町民の目線で町政運営をしていただき、有言実行を目指して頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

3点目の教育関係でございます。卒業シーズンを迎えました。小中学校設備の改修改造と、そういう問題を多く要望が出ておりますけども、そのほかで精神的また家庭的、家庭と学校の間、色々諸問題があると聞いております。教育長、教育委員会の皆様方には大変ご心配やご苦勞をおかけすると思っておりますけども、夢と希望を持って未来に笑顔で羽ばたくような子供達に成長してくださることを願っております。よろしくお願いいたします。

4点目でございます。昨年の11月から12月、1月にかけて、八戸市と新郷村ですか、買い物弱者ということで、バスを出して、1月の31日で終わったみたいですけども、その結果も出てくると思いますので、そういったものを考えてみながら、階上町も進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1番手っ取り早いのは今あるバス、バス会社、タクシー会社もありますけども、それを見直してやれば一番手っ取り早く、明日からでも出来るような気がしておりますけども、ただ料金の問題もありますし、そういった場合、市町村が主体となり、あるいはNPO法人が主体となって進めていく案もあると聞いておりますので、その辺色々私達も勉強しながら、町と連携を取りながら進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。終わります。(百目木議員着席)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長(荒谷憲輝君) はい、ありがとうございます。実現に厳しいという指摘、更には力強い激励をいただいたと思っております。議会とともに町の持続可能な繁栄と、町民の安全安心な暮らし、そして町民の皆様が生きがいを持てる、活力あるまちづくりを目指してまいりますので、ご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

以上でございます。(町長着席)

○議長（長根岩夫君） 以上で、12番、百目木和俊君の質問を終わります。  
これにて一般質問を終了いたします。

---

#### ◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。  
議事の都合により、3月6日は休会といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって、3月6日は休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。  
次の会議は、3月7日午前10時から開きます。  
本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午後0時55分）

令和6年第2回階上町議会定例会会議録

( 第 3 号 )

令和6年3月7日(木曜日)

## 令和6年第2回階上町議会定例会

### 議事日程第3号

令和6年3月7日 午前10時00分開議

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1 号 | 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 2  | 議案第 2 号 | 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 3  | 議案第 3 号 | 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について                                       |
| 日程第 4  | 議案第 4 号 | 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 5  | 議案第 5 号 | 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 6  | 議案第 6 号 | 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 日程第 7  | 議案第 7 号 | 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 8  | 議案第 8 号 | 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 9  | 議案第 9 号 | 階上町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                     |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条 |

## 例の制定について

日程第13	議案第13号	階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第14号	階上町漁港管理条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第15号	令和5年度階上町一般会計補正予算（第5号）
日程第16	議案第16号	令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第20号	令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第17号	令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第19号	令和5年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第18号	令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第26号	階上町住民集会所に係る指定管理者の指定について
日程第22	議案第27号	町道路線の認定及び廃止について
日程第23	議案第28号	三八視聴覚教育協議会の廃止について
日程第24	議案第29号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
日程第25	議案第30号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
日程第26	議案第31号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（14名）

1番	土橋	美加佐	君	2番	渡部	高明	君
3番	中島	孝一	君	4番	熊谷	道雄	君
5番	小坂	正年	君	6番	下沢	育男	君

7番	大 下	修 君	8番	小 松	雅 彦 君
9番	上 道	二 三 男 君	10番	森	榮 吉 君
11番	林	貢 君	12番	百 目 木	和 俊 君
13番	大 江	和 夫 君	14番	長 根	岩 夫 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	荒 谷 憲 輝 君	副 町 長	澤 田 充 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	濱 浦 幸 夫 君
総合政策課長	地 代 所 誠 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	大 谷 地 尚 子 君	すこやか健康課長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産 業 振 興 課 長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	上 静 志 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代 表 監 査 委 員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨 島 俊 行 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、議案第 1 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。（大下議員起立）

○7 番（大下修君） はい。7 番、大下修です。階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例ですが、若干、質問をさせていただきます。

まず 1 点目ですけれども、階上町にはいくつの附属機関がありますか。数と名称を伺います。

2 点目ですけれども、今回の提案理由にある、階上子ども・子育て会議の担任する事項等の改正としてありますが、改正する理由、現在の条例が不適切である理由を伺います。

3 点目として、階上町健康づくり推進協議会及び階上町森林経営管理協議会に関して、必要事項を定めるためとありますが、必要事項とは何のことでしょうか。この条例を新たに立ち上げる理由、必要性を伺います。

4点目ですけれども、3月1日の議会開会時の全員協議会で協議会の委員の氏名を公表するのかと伺ったところ、健康づくり推進協議会はホームページで公表、階上町森林経営管理推進協議会は公表を拒んでいるようで、隣席の会計課のアドバイスを得て、検討します、というふうな答弁をされていました。いささか不自然を感じたのは私だけでしょうか。それはさておき、その1週間が経過しております。検討した結果を伺いたいと思います。

以上、4点よろしく申し上げます。(大下議員着席)

○総務課長(濱浦幸夫君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長(濱浦幸夫君) はい。(総務課長起立)

大変遅くなりました。大変申し訳ございませんでした。

それでは大下議員の1点目について私のほうから答弁させていただきます。附属機関がいくつあるかということでございますけれども、昨年の7月現在、今日現在になりますけれども、表彰審議会等の機関からですね、合わせて全部で31件ということになります。

以上でございます。(総務課長着席)

○すこやか健康課長(平戸由紀子君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長(平戸由紀子君) はい。(すこやか健康課長起立)

それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、子ども・子育て会議の担任する事項の改正の件でございますが、担任する事項につきまして、子ども・子育て支援法に掲げる事務と限定しておりましたが、子ども・子育て会議の担任する事項の内容を、令和5年4月1日に施行されたこども基本法にも対応出来るよう、子供施策についての計画及び子ども・子育て施策の推進に関する事項についての調査及び審議と改正したいものでございます。

続きまして、健康づくり推進協議会を新たに設置する理由と必要性についてでございますが、令和6年度に健康増進法に基づく健康増進計画等を策定するため、新たに町附属機関として追加したいものでございます。

担任する事項といたしましては、健康増進および食育推進に係る計画に関する事項並びに健康施策の推進に関する事項についての調査及び審議を行う機関とさせていただきます。公表につきましては、議員ご案内の通りホームページにて公表、委員については公表したいと考えております。

以上でございます。(すこやか健康課長着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

はい、それでは私のほうから、階上町森林経営管理推進協議会の、今設置する理由と必要性についてと、委員の名簿を公表するかというところを、答弁いたします。

森林経営管理推進協議会は、森林経営管理制度への取り組み方や方向性について、意見を交換し協議する場として、現時点で設置をしまして、来年度以降、森林譲与税の活用について、併せて協議をしていく場として必要となります。公表につきましては検討しましたが、やはり公表すべきものと考えております。

以上です。(産業振興課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい、7番、大下修です。ご答弁ありがとうございます。

もう一度確認させていただきます。森林経営管理協議会は、現時点で設置しているということで、もう設置してあるものもあるということですか。それとも新しく設置ということですか。そこをちょっともう一度確認したいと思います。

それとですね、新たに立ち上げる、ちょっとごめんなさい、間違った、前後しました。階上町健康づくり推進協議会ですけども、子ども・子育て支援法第77条は、市町村は条例で定めるところにより、掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする、とあって、何ら変更する必要がないと思いますけども、そういった形で変更したいというのであれば、大きくは良いのかなあというふうにも思いますけども、いささか必要性が私はないと思っておりました。

次ですね、推進協議会の人数や人選をうたわれておりますが、町の職員や学識経験者や町長が認めるものとしておりますが、人選の仕方と委員の構成を伺います。

それともう1点ですけども、費用弁償はあると思っておりますが、一応確認しておきます。具体的な対価名と金額、及びその金額の算定の根拠となる計算があれば、算式も伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。(大下議員着席)

○すこやか健康課長(平戸由紀子君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。(すこやか健康課長起立)

○すこやか健康課長(平戸由紀子君) はい、それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

1点目の子ども・子育て会議のほうでございますが、必要性については改正の必要があるということと認識して改正したいと思っております。より広く総合的に子供施策についての計画等を策定するためと考えております。

続きまして、2点目の健康づくり推進協議会のほうでございますけれども、委員のほうに関しましては、表にございますが、保健所等の関係行政機関の職にある者、医師会等の保健医療関係団体の職にある者、保健衛生関係の代表者、小中学校保健指導関係の代表者、地域福祉関係の代表者、事業所等の代表者等を今、想定しております。

費用弁償のほうに関しましては、議案第3号のほうに掲載されておりますけれども、議案第3号のほうを見ていただきまして、委員長は5,700円、委員は日額5,300円となっております。

以上でございます。(すこやか健康課長着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目ですけれども、森林経営管理推進協議会は現在あるのかというご質問でしたけれども現在ありませんので、この条例の議決を受けまして、設置したいと考えているものです。あと委員につきましては、現在考えている構成は、1 号委員として、町の職員、それから 2 号委員としまして、県の職員、あとは 3 号委員として、森林組合三八地方、森林組合の方から、失礼しました。条例のほうに記載がある通りになります。森林関係者、県の行政機関の職員、町の職員、学識経験者、学識経験を有する者とあります。人選につきましては、現在、議会通ってからになりますけれども、人選をして、決めたいと思っております。

費用弁償に関しましては、先ほどすこやか健康課長から答弁があった通り、でありまして、考えております。それで費用が発生する方は、2 名ほどと考えております。

以上になります。(産業振興課長着席)

○7 番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、7 番、大下修君。(大下議員起立)

○7 番(大下修君) はい、ご答弁ありがとうございます。何を調査及び審議を行う予定なのか具体的な事例の答弁がございませんでしたけれども、よろしいかと思えます。

3 回目の質問となります。今の答弁で、階上町森林経営推進協議会は現在、協議会はないという答弁をしていただきました。しかしですね、令和 5 年度当初予算の 6 款 農林水産業費、2 項 林業費、3 目 林業振興費の 1 節に、報酬に、森林経営管理推進協議会委員報酬 4 万 3 千円が計上されております、ご確認してください。議案 1 号も、費用弁償の議案 3 号も、議会承認はされておられません。なのに、今年令和 6 年です。令和 5 年の当初予算をご確認していただきたいと思えます。これについて、ご見解を伺います。(大下議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

議員ご案内の通り、5年度当初予算に、森林経営管理推進協議会の報酬等を予算化しておりました。課としましては出来るだけ早い時期で、この委員を設置して、今年度当初から一応、協議会を開催したいと考えておりましたが、事務の不手際等ありまして、今、条例を上げたところです。年度内に1回開催して来年度に向けて、推進してまいりたいと考えております。(産業振興課長着席)

○議長(長根岩男君) ほかに質疑ございますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい。

○議長(長根岩男君) 大下議員、討論はこっちで、壇上をお願いします。(大下議員登壇)

○7番(大下修君) はい。それでは討論させていただきます。

附属機関とは、外部委員等をもって構成される合議制の機関で、附属機関の職務としては、執行機関の事務執行の前提として、必要な調停、審査、審議または調査等を行うこととなります。執行機関と異なり、附属機関が自ら自治体の機関として、最終的な意思決定する権限はありません。また、先ほども述べましたが、子ども・子育て支援法第77条は、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとあります。子ども・子育て支援法に係る条例を、改正する必要はないと私は考えております。

我が町の執行機関が、協議会や審議委員会の活用の仕方として、公平な人選と言いながら、意図的、作為的に人選し、情報操作を行い、委員会の意見を尊重して、民意を反映させたと議会や町民に報告、アピールする機関のように感じております。新しい審議会、協議会は、必要がないと考えます。今までも、条例を改正する必要

に迫られていないし、附属機関の職務からしても、意思決定機関でないので、改正する必要がありません。

昨日の一般質問でも、協議会や審議会の人選に、疑問を投げかけており、町民が、町民の声が届く人選を切望しておりました。私は、民意を組み上げる仕組みとしては、町議会が民意の最たる代表であると思います。例えば、小舟渡小学校跡地利用にしても同様です。階上町議会と理事者側で切磋琢磨、議論していただくことで十分ではないのかなと思います。庁舎内だけで議論するのはいかがなものかと思いません。そして、先ほど産業振興課長から答弁ありましたが、まだ階上町森林経営管理推進協議会が、承認されていないのに、昨年にも予算化して執行したのかどうかまではちょっと私確認しておりませんけれども、そのような事をしているのは、何ていうんですかね。後追いで我々に承認を求めているということを私は許すことが出来ません。

よって議案第 1 号案の階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対します。

以上です。(大下議員降壇)

○議長(長根岩男君) ほかに討論はありませんか。

○13番(大江和夫君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) 13番、大江和夫君。(大江議員登壇)

○13番(大江和夫君) ただ今、議案第 1 号を審議しておりますが、この案件について反対ということでございますが、私はこの議案を賛成したいというふうに思っております。

以上です。(大江議員降壇)

○議長(長根岩男君) ほかに討論はありませんか。(討論なしの声あり)

これをもって討論を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

はい、着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第1号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決されました。

---

### ◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第2、議案第2号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第3 議案第3号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第4、議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第5、議案第5号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第6、議案第6号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関附属機関にする基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關附属機関にする基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第7、議案第7号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第8、議案第8号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第9、議案第9号 階上町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 階上町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第10、議案第10号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第11、議案第11号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第12、議案第12号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第13、議案第13号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第14、議案第14号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第15、議案第15号 令和5年度階上町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 6番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○6番（下沢育男君） はい、6番、下沢育男です。

それでは、資料のほうは一般会計補正予算説明書のところで、

○議長（長根岩夫君） 下沢議員に申し上げます。マスクを外してください。

○6番（下沢育男君） 失礼しました。資料のほうは、一般会計補正予算説明書で確認したいと思います。13ページ、10款1項3目、学校財産管理費の中で、煤煙測定委託料とありまして、これに関してちょっと若干分からないことがございまして、どこの施設を、目的は何で、どのような事業を行うのか、ちょっとお伺いしたいと思います。（下沢議員着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立）

それでは下沢議員の質問にお答えいたします。

煤煙測定につきましては、物を燃やしたときに発生する煙や煤、塵等の中に含まれる有害物質の濃度等を測定するもので、町内の小中学校では、赤保内小学校の温水ボイラーが対象となっており、これまで委託により、測定を行ってきております。

しかし、令和4年10月1日から大気汚染防止法における、煤煙発生施設のボイラーの規制要件が改正され、これを踏まえ、青森県では、公害防止条例を改正し、県条例で独自で定めておりました、煤煙関係施設のボイラー規制の部分について、令和5年3月24日から行わないこととなったことから、これまで対象としておりました、赤保内小学校の温水ボイラーについても、煤煙測定の必要がなくなったため、今回の3月補正で、煤煙測定委託料全額を減額補正したものととなります。

以上です。(教育課長着席)

○6番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) 6番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○6番(下沢育男君) はい、6番、下沢育男です。

ということはちょっと確認ですけども、こちらに12万1千円の減額がありますが、測定を行わなかったんで12万1千円は全額、マイナス補正という形でしょうか。(下沢議員着席)

○教育課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長(中屋敷司君) はい。(教育課長起立)

下沢議員のご質問にお答えいたします。議員ご質問の通り、12万1千円全額を減額補正したものととなりますので、その結果、補正額後の予算はゼロ円ということになります。

以上です。(教育課長着席)

○議長(長根岩男君) ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

○4番(熊谷道雄君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) 4番、熊谷道雄君。(熊谷議員起立)

○4番(熊谷道雄君) はい、4番、熊谷です。

補正予算に関する説明書の12ページ、7款1項7目18節負担金補助及び交付金事業者等物価高騰対策支援補助金について、2,970万円の減額になった理由と、交付対象者に対して、どの程度の交付率であったのか、職種別にお伺いします。(熊谷議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

はい、それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

2,970万円の減額理由ですが、今回の対象者の推計にあたっては、経済センサスや農林業センサスのデータを基に、商工会や漁業協同組合から情報収集を行い、5万円以上の売り上げがあると思われる就業者数を690件と推計し、8,150万円の事業費で実施したもので、事業実績が333件の申請がありまして、5,180万円の補助金を交付しましたので、執行残の2,970万円を減額するものです。

申請の状況から見ますと、令和4年度中の売り上げが500万円以下の事業者からの申請が、計画を大きく下回ったことによるものと思っております。

業種別の交付率ということですが、業種を商工業、漁業、農林業の3業種で集計しますと、商工業は、推計対象者数を458件にしておりまして、それに対しまして交付が247件、交付率は53.9%。漁業は推計対象者数を80件にしておりまして、交付は26件、交付率は32.5%。農林業は推計対象者数を152件にしておりまして、交付は66件、交付率は43.4%になります。交付件数の合計が339件ですので、交付率は、全体の交付率は49.1%になっております。

以上です。(産業振興課長着席)

○議長(長根岩男君) ほかに質問はございますか。

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、7番、大下修君。

○7番(大下修君) はい。(大下議員起立)

7番、大下修です。数点ほど質問させていただきます。

令和5年度補正予算に関する説明書の5ページをお願いします。16款 県支出金、2項 県補助金、1目 総務費、県補助金、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金、△の1533万4千円となっております。そのうち、その分減額されたわけですが、そのうちの教育課主管の階上緑の学び舎プロジェクト、小学校の児童机、椅子の購入に1千万円と、産業課主管の階上産業振興委員会補助金533万4千円と理解しております。この財源の減少分を、補正した歳入の款項目を伺います。

また歳出の財源補正が必要と思いますが、どこなのかご説明をお願いします。

次に、11ページをお願いします。11ページの6款 農業水産業費、2項 林業振興費の森林環境譲与税基金の積立金1139万8千円を計上しております。この森林環境譲与税の目的と、基金を積み立てる目的を伺います。この項目に、いいです。それをお願いします。

次、15ページをお願いします。6款の同じく6款の水産、農業水産業費の2項 林業費、林業。すみません、間違えました。15ページ、12款ですね。12款公債費、1項公債費、1目の元金、22節に、償還金利子及び割引料の長期償還元利金121万3,000円とあります。その増額の理由、やり直したことによると伺っておりますが、なぜやり直しを行う必要があったのか、その理由、ポイントを分かりやすく、ご説明をお願いしたいと思います。

次に16ページ。16ページの13款諸支出金、1項の基金費、2目地域福祉基金費2千円と減災基金3千円を計上しております。この2つの基金を補正した理由を伺います。

また、公共用地取得基金費は補正がありませんが、説明の中に財源補正とあります。これらの3つの基金を設立した経緯と目的を伺います。また、今までにこの資金を使用した実績を伺います。

以上です。(大下議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、それでは産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、それでは、大下議員の2点目の質問にお答えしたいと思います。

森林譲与税の基金の目的、それから、積み立てる目的と、いうことだったと思いますが、まず基金の目的はですね、森林整備及びその促進に要する経費に充当、

財源に充てるための基金となります。積み立てる目的としましては、今後計画的に森林整備と、及びその促進に要する事業を行うために、一旦積み立てをして計画的に使っていきたいと思っております、積み立てのものになります。

以上になります。(産業振興課長着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立)

それでは大下議員の質問にお答えさせていただきます。すいません、時間を要しました。

初めに、減額をした歳入の関係する歳出科目ということだったと思っておりますので、まず1つは、10款1項3目、学校財産管理のところ、16ページ、すみません、間違えました。14ページ、14ページの上段、児童用の机椅子ということで、93万6千円の減額、というところ。それから、6款1項4目ですね。ページ数でいくと、11ページになるかと思いますが、これの補正目としては起きておりませんが、この中の、林業振興費の中で、財源補正のみ実施をさせていただいております、県や国などの補助金を減額をさせていただいて、単独費を増額というふうにさせていただいているところでございます。4目の農業振興費のところですね。

次に、公債費の増額の理由ということでのご質問だと、理解をしておりますけれども、これ町のほうで、起債をかけている事業で、事業それぞれによって違いますけれども、数年の間に見直しをするという契約になっているものがございまして、見直しをした結果、下段のほうにある利息のほうが減っているのをご覧になれると思いますけれども、元利均等払いの償還をするものを再計算して、利息が減りましたので、その分元金の方を多く返す、ということで、増額をさせていただいたところでございます。同じく、下のほうの2千円及び3千円などのところは、今回利息分の積み立てということで予算化をさせていただいたところでございます。

それから基金の設置の目的ということでございましたので、減債基金につきましては、地方債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営にすることを目的として設置をさせていただいております、これは一昨年、積み立てをさせていただいて、年間1千万円ずつ償還のほうに繰り入れ、充当をさせていただいている、というところでございます。

次に、地域福祉基金でございますけども、高齢者の自宅における福祉の増進に関する事業等を行う民間の団体に対する補助金、補助等を行うことにより、地域における高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置をされたものでございます。こちらに関しましては、令和3年度頃に数百万円の実績はございますけども、30年以上前でございますので、具体的に何の事業に使用されたかというところまでは、現在わからないという状態になってございます。

最後に、公用地取得基金でございますけども、文字の通り公共施設の用地を円滑かつ効率的に取得することを目的としているものでございます。こちらの基金の活用事例ということでしたけども、ちょっと具体的な例をここに持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(大下議員) 財源の、補正した款項目の・・・(聞き取れず)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立)

すいません。それでは、答弁漏れがあったようでございますので。お伺いなのは、減ったものについての補填という話なのかなというふうに思って、今聞かせていただきましたので、説明書の6ページ。19款1項2目、森林環境譲与税基金繰入金、こちらで906万4千円を、繰入をさせていただいて、一部補填に充てるということにさせていただいております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(大下議員) 533万4千円については。

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

私のほうから533万円の件についてお答えいたします。

お祭り費用に関するお金としまして補助金を出しております。当初では6款1項4目、農業振興費18節で階上産業振興費から補助金として800万を計上しております。財源としまして、3分の2にあたる533万3千円を青森県元気な地域づくり支援事業費補助金で、残りの266万7千円を一般財源でと考えておりましたが、事業採択がされなかったのですが、臥牛山祭りといちご煮祭りはコロナの前に近い規模で開催をすると考えておりましたので、そのままの補助金を交付して事業を実施しております。今回の3月補正に向けて、イベントに係る事業を精査したところ、補助金に過不足が生じない見込みとなりましたので、3月補正予算に関する説明書の説明欄には記載がされていないものです。

しかしながら、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金をしていた、歳入が3月補正により減額となりますので、財源補正のみの実施となったものです。財源補正の記載につきましては、補正予算に関する説明書の11ページをご覧ください。6款1目、1項4目、農業振興費18節、負担金補助及び交付金の欄の、左側に一般財源という欄がございます。533万4千円と記載があります。この部分が、一般財源を、財源補正した部分になります。

以上です。(産業振興課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、7番、大下修君。

○7番(大下修君) はい。(大下議員起立)

どうもありがとうございます。ちょっと分からない部分はあとで伺いたいと思います。

基金についてですね。基金じゃなかった。110何万についてはやり直しをしたということで、増えたということだったんですけども、返すことがですね、前倒して返せるということなので、昨日も一般質問させてもらいましたけれども、借金があるのにも、先に利子が高いから返したほうが良いんじゃないかなということ。まあこれらをしていただければと思います。

また基金の設立した経緯と目的についてと、どんだけ頻度でそれを活用してるかということ、全員協議会でも質問させてもらいましたけども、その同じ回答で、ちょっと残念な気がしました。30年使っていない、ただ積んでおいて、というのはいかなものかな。そういうものは早く返したほうが良いんじゃないかなというふうなところ。うなところ。うなところ。

それで、階上の緑の学び舎プロジェクトと階上産業振興委員会補助金の事業が、県の青森県元気な地域づくり支援事業補助金の採択予定事業について、通知がですね、令和5年3月17日付けで、階上町長宛に、青森県三八地域県民局長から届いております。この2つの事業が採択されなかった理由を伺います。

また令和5年5月12日の臨時議会で、階上緑の学び舎プロジェクト、小学校の机、児童の机と椅子の購入の説明に、3月17日付けで県からの補助金が出ないことがわかっていたにもかかわらず、5月12日に議員に説明しなかった。その理由を伺いたいと思います。

環境譲与税については良く理解出来ましたので、ありがとうございます。

以上です。よろしく願いいたします。(大下議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩男君) はい、総合政策課長、地代所誠君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、それではご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず不採択の理由ということですが、3月17日付けで当町のほうにいただいているのは採択された事業の通知でございます。ですので、この2事業が不採択だったということで、その時点での不採択の理由を確認しているものではございませんけれども、県のほうから確認をさせていただきまして、理由を聞きましたところ、事業そのものについては、対象事業として認められるところですが、ただ、県のほうの予定している予算額よりも管内で希望する事業費が大きかったので、県のほうで順位付けをして、その順位に沿って採択をした結果、不採択になったということでした。

それから、これについて、説明をしていないのではないかということのお話でございましたけれども、以前からお答えをさせていただいておりますけれども、予算項目として出すところで、事業費が確定をした場合に、予算項目として起こしますので、その際あわせて変更させていただくということでお話をさせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。（大下議員起立）

ありがとうございます。

若干、私が聞いたところと違うようでございますけども、県のほうから補助金が出なかった理由というのはですね、机と椅子、簡単に言うと、古いのを更新するという趣旨で、元気が出る、何でしたっけ、というのと趣旨が違う、ということです。全体の予算が多く来ていて、限られた予算の中でということも一つではありますが、そういうことで、階上町のこの予算は、受け入れることが出来ませんでしたということです。そして、それとですね、臥牛山祭りだとかハマの駅におかれ、おきましては、この元気が出る基金は、新しいことに挑戦するだとかいうことの基金であって、毎年同じことを行っているものには、対象とさせていただいておりませんという回答でした。私への回答は。そのようにですね、どうか分かんないんですけども。

それともう1点、言っておきたいことがあるんですけども、この森林環境譲与税もそうなんですけども、県の、その森林環境に関するプラン、青森県産材利用推進プランというのがあるんですけども、これを令和5年の1月の18日付けで、新しく改定しました。そしてその周知を各市町村に行っているの、市町村のほうでは理解されているものと思っておりますということで、県のほうがおっしゃってありました。

そういうことで、3月前にも机と椅子を、購入に該当しないんだということを理解していたのではないのかなぁと思いますが、まあそのような予算を組んで県からの補助金が、くるというふうな予算を組んだわけです。そして、3月の17日になって、正式に該当しないということがあっても、こういったことでお知らせしないで、そのままということでした。

一方、森林環境譲与税もそうなんですけども、目的、解釈の仕方ということで、限られているということではないんですけども、森林環境譲与税も先ほど目的をおっしゃっていただいた通り、森林環境の整備に使うということで、机と椅子には使うものではない。その辺は大きく解釈すれば良いのかなぁ、というふうにも思います。柔軟に解釈することも重要ですから、我々もそういう形で、時々これは使えませんがよというふうに言葉の、巧みな言葉で、何ていうですかね。誘導されることはあるんですけども、そういった趣旨とですね、ちょっと違ってるのかなぁということをおもっております。

それと予算が執行してから、新年度予算もそうですけども、田園何とかっていう教育課の、予算が決まっていないわけですよ。今、そちらのほうで質問させてもら

いますけども、予算が決まっていないと県から来るということで、そしたら、私個人とすると、それは補正でやったらどうなんだろうか、というふうな意見をもっています。その辺、どうしたほうが我々に分かりやすいのか、ということもご検討いただいて、色々、何て言うんですかね、情報を開示していただいてね、中々予算書相当私も勉強させてもらったんですけども、良い機会です、中々分かりにくいように、あえてしてるんじゃないかなあというふうに、うがった見方をしていますので、その辺を分かりやすいことと、情報を公平に、オープンに、透明性を持って出していただけを希望して質問を終わります。

以上です。(大下議員着席)

○議長（長根岩男君）

ほかに質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第15号 令和5年度階上町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

開会時間は11時40分からといたします。(休憩11:30~11:40)

(再開)

○議長（長根岩男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

すいません、私のほうで先ほど答弁の中で、公共用地取得基金の用途について、のちほどと答弁をさせていただきましたので、ここでご報告させていただきたいと思います。

令和2年度に4,904万4千円を取り崩しておりまして、内訳としましてはハートフルプラザ・はしかみ分として3,384万円、新小舟渡集会所建設予定地分として539万4千円、道仏小学校駐車場分として981万円を取り崩したものでございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

---

◎議案第16号、20号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） それでは引き続き、質疑に入りますけども、この際、日程第16、議案第16号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件、及び日程第17、議案第20号 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第16号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件及び議案第20号 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を、件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号、19号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際日程第18、議案第17号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第19、議案第19号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第17号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件及び議案第19号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第20、議案第18号 令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第21、議案第26号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第26号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第22、議案第27号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第27号 町道路線の認定及び廃止についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第28号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第23、議案第28号 三八視聴覚教育協議会の廃止についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第28号 三八視聴覚教育協議会の廃止についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号、30号、31号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) この際日程第24、議案第29号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件から日程第26、議案第31号 人

権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで 3 件を、一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 29 号の件から、議案第 31 号の件までをそれぞれ 1 議案ごとに採決いたします。

初めに議案第 29 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 29 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 30 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 30 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 31 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 31 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、これに同意することに決定いたしました。

## ◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月8日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前11時51分）

令和6年第2回階上町議会定例会会議録

( 第 4 号 )

令和6年3月8日(金曜日)

## 令和6年第2回階上町議会定例会

### 議事日程第4号

令和6年3月8日 午前10時00分開議

- |       |                      |                               |
|-------|----------------------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第21号               | 令和6年度階上町一般会計予算                |
| 日程第 2 | 議案第22号               | 令和6年度階上町国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第 3 | 議案第24号               | 令和6年度階上町後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第 4 | 議案第23号               | 令和6年度階上町介護保険特別会計予算            |
| 日程第 5 | 議案第25号               | 令和6年度階上町下水道事業会計予算             |
| 日程第 6 | 議会案第1号               | 階上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |                               |

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（14名）

- |     |    |     |     |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 土橋 | 美加佐 | 君   | 2番  | 渡部  | 高明 | 君   |
| 3番  | 中島 | 孝一  | 君   | 4番  | 熊谷  | 道雄 | 君   |
| 5番  | 小坂 | 正年  | 君   | 6番  | 下沢  | 育男 | 君   |
| 7番  | 大下 |     | 修君  | 8番  | 小松  | 雅彦 | 君   |
| 9番  | 上道 | 二三  | 男君  | 10番 | 森   |    | 榮吉君 |
| 11番 | 林  |     | 貢君  | 12番 | 百目木 |    | 和俊君 |
| 13番 | 大江 |     | 和夫君 | 14番 | 長根  |    | 岩夫君 |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町長	荒谷 憲輝 君	副町長	澤田 充 君
教育長	丸岡 博 君	総務課長	濱浦 幸夫 君
総合政策課長	地代所 誠 君	税務課長	佐京 実 君
町民生活課長	大谷地 尚子 君	すこやか健康課長	平戸 由紀子 君
介護福祉課長	古川 明美 君	産業振興課長	西山 圭一 君
建設課長	上 静志 君	教育課長	中屋 敷司 君
会計管理者	濱浦 孝子 君	代表監査委員	境 栄治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨島 俊行 君	庶務 G L	下平 有香 君
総務課主査	花生 智紀 君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

### ○議長（長根岩夫君）

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎議案第 21 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、議案第 21 号 令和 6 年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） それでは、1 番、土橋美加佐君。（土橋議員起立）

○1 番（土橋美加佐君） 1 番、土橋美加佐です。

令和 6 年度予算のですね。当初予算主要施策説明書からですけれども、教育費 53 ページ、10 款 1 項 3 目、事業名 校務用パソコン、校務支援システム導入と 10 款 1 項 3 目、事業名 電子黒板、54 ページの 10 款 1 項 3 目、事業名 タッチペン。以上 3 件の事業はいずれも、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した新年度の新規事業となっておりますが、概要の説明をお願いします。

2 件目ですけれども、同じく教育費 54 ページの 10 款 1 項 4 目、事業名 部活動地域移行事業。本事業は中学校の部活動地域移行のための検討委員会となりますが、新聞報道では、令和 5 年度で自治体の約 7 割が協議会を設置されたとされています。この事業の必要性や概要をご説明ください。

3件目ですけれども、同じく教育費 56 ページの社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成委託料ですが、本事業も令和 6 年度新規事業ですが、令和 8 年度以降のスケジュール、計画の進め方について詳しくご説明ください。

4 件目、最後ですけれども、同じく教育費です。57 ページ、10 款 5 項 1 目、町体育協会補助金ですが、昨年、令和 5 年度予算は、511 万 6 千円となっており、令和 6 年度予算 324 万円と約 200 万円近く減額になった理由。更に 12 月定例会で私が一般質問させていただいた、スポーツ少年団に対する補助費用は、どのようになっているのかお聞きします。

以上 4 件、よろしく申し上げます。（土橋議員着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立）

それでは土橋議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の校務用 PC、校務支援システム導入、電子黒板、タッチペン、でよろしかったでしょうか。以上 3 件になりますけれども、この事業につきましては、目的が大きく分けて 2 点ございまして、1 つ目が、令和 2 年度に児童生徒 1 人 1 台整備しました、タブレット端末をタッチペン及び電子黒板と組み合わせることで、これまで以上に授業をデジタル化し、デジタル機器および ICT の活用により、学校生活に定着させ、学びのアップデートを進めること。2 つ目に、公務用パソコンと、校務支援システムを導入することにより、教職員の業務負担の軽減と働き方改革を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を創出することで、子供たちの学びを支える環境作りを進めることとなり、どちらも子供たちに対する教育の質及び環境の向上に繋げることを目的としたものとなります。

続きまして、2 点目になります。部活動地域移行事業費についてお答えいたします。国では、令和 5 年度から 7 年度までを改革推進期間としまして、都道府県や市町村による中学校における休日の部活動について、合同部活動の導入や、部活動指導員の配置等による段階的な地域移行為のための体制の整備を進めることとしております。議員ご案内の通り、先般、7 割の自治体が地域移行為の推進に向けた協議会を令和 5 年度中に、設置する見通しとなったことが、新聞等で報道されております。

本町におきましても、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことが出来る機会を確保する必要があることや、教職員の働

き方改革の更なる推進のため、昨年 6 月 29 日に中学校長やスポーツ指導経験者など 14 人で構成した、階上町立中学校部活動地域移行に関する検討委員会を設置し、4 回開催した会議の中で意見交換、ワークショップ等を行ったところでございます。

令和 6 年度は、部活動地域移行推進計画策定委員会及び合同部活動検討委員会を設置し、階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画の策定、またモデル事業として、階上中学校女子体操部に、部活動指導員の配置を行うなど、地域移行に向けて取り組んでいくこととしております。

続きまして 3 点目。社会教育複合施設整備基本構想基本計画作成委託料についてのご質問にお答えいたします。

社会教育複合施設につきましては、民俗資料収集館と図書館機能を併せ持った、本町において新たに整備を検討している学習施設となり、令和 6 年度では、その整備に係る基本構想及び基本計画を策定するため予算計上しております。

事業の目的ですが、基本構想は施設の基本理念、基本方針等についての考え方を整理したものとなり、基本計画は施設の具体的な機能・設備・規模・場所等を示し、その後の基本設計に反映すべき事項となるものとなります。

今後のスケジュールにつきましてはでございますが、令和 6 年度は先ほど述べました基本構想基本計画を作成し、令和 7 年度に基本設計及び都市再生整備計画を作成し、8 年度に用地買収、9 年度に実施設計、10 年度に新築工事を行い、12 年度の開館を、現在のスケジュール案としては目指しているところでございます。

最後、4 点目となりますが、町体育協会補助金についてお答えいたします。

まず 1 つ目の町体育協会補助金が、令和 5 年度から減額となった理由についてですが、令和 5 年度は階上町を主会場に三戸郡総合体育大会が行われましたが、同大会につきましては、6 年度に 1 度三戸郡内の町村が持ち回りで主催となり、本町では、その主催となった年度に選手団の競技用ユニフォームを新たに製作することとしているため、令和 5 年度の町体育協会補助金が例年に比べ増額となったものであり、令和 6 年度はその競技用ユニフォームの制作費がなくなったため、令和 5 年度と比較し、減額となったのでございます。

2 つ目でございますが、12 月の定例会で土橋議員からのご質問にございました、スポーツ少年団に対する支援についてでございますが、町体育協会に所属しております競技協会に対する活動費との整合性を図り、現在 5 団体ございますスポーツ少年団単位団に対し、町体育協会補助金における活動費として、1 単位団あたり 2 万円と、団員数に 700 円を乗じた額を交付する予定としております。

以上でございます。（教育課長着席）

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 1 番、土橋美加佐君。（土橋議員起立）

○1 番（土橋美加佐君） はい、ありがとうございました。

質問ではないんですけども、これからも階上町に住む子供達のためにも、どうかよろしく願い申し上げます。

以上です。（土橋議員着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質問はございませんか。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。（渡部議員起立）

議席番号 2 番、渡部高明です。4 件ほど質問したいと思います。

1 件目は、主要施策説明書の 13 ページの上から 2 つ目広報はしかみ作成についてです。広報はしかみ作成に係る事業費が、令和 5 年度から比べますと 14%ほどアップしているようですが、その理由をお聞きしたいと思います。

2 つ目は、同じく 13 ページの上から 4 つ目のホームページシステム管理費、すなわち委託料のことですね。この値について、この事業費が令和 5 年度より 27% 激減しておりますが、その理由は何か伺いたいと思います。

3 件目ですが、説明書の 25 ページ 1 番下の児童手当費についてです。令和 5 年度対象児童が 1206 人から新年度は 1526 人に増えていること、令和 6 年 10 月から手当の内容が変わること、これらを含めて、その趣旨と改正内容をご説明いただきたいと思います。

4 件目は同じく 27 ページ、1 番上の階上町子ども計画策定業務委託料についてです。この事業は新年度の新規事業ですが、子ども計画という漠然とした表現であります。この事業の趣旨内容をご説明いただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。（渡部議員着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。（総務課長起立）

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の広報はしかみ作成事業の増減理由についてですが、毎月発行しております広報はしかみの印刷費につきましては、印刷に係る紙代、インク代等の経費の高騰により、業者の見積額が5年度と比べ17万8千円増額となっております。また6年度につきましては、平成16年度から令和3年度までの、広報はしかみを保存用にまとめた、合本版の冊子を作成することとしており、その経費として52万8千円が増額となっております。

次に2点目のホームページシステム管理費、減額の理由についてですが、令和5年度は、5年ごとに行うホームページシステムのサーバー更新に係る経費341万円を計上のため、例年より増額となっております。令和6年度につきましては、保守に係る経費のみ計上しているため、5年度に比べ減額となっております。

以上でございます。（総務課長着席）

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。（すこやか健康課長起立）

それでは渡部議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、児童手当費、階上町こども計画についてお答えいたします。

始めに児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、現在、中学校修了までの児童を対象に支給されております。

今般令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略に基づき、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子世帯については第3子以降、支給額を3万円とする抜本的拡充を行うこととなりました。

高校生年代が対象となることに伴い、昨年度より対象人数が1526人に増えているものです。令和6年10月分の手当から実施されることとなっております。その際支払い月を年3回から隔月の年6回とし、拡充後の初回支給は令和6年12月からとなります。拡充分を当初予算に反映させ、前年度比2,166万2千円増の1億8,950万円で予算計上いたしました。

続きまして、4点目のご質問でございましたが、階上町こども計画の策定についてでございます。令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づき、こども政

策を総合的に推進するため、市町村は国が定めるこども大綱、及び県こども計画を勘案したこども計画を策定するよう努めることとされました。本町におきましては、令和6年度末をもって計画期間が終了する子ども子育て基本法に基づく階上町子ども子育て支援事業計画と一体的に策定したいと考えております。計画の策定時期は令和7年3月を予定し、計画期間は令和7年度から11年度までの5年間といたします。

説明は以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○2番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2番、渡部高明君。

○2番（渡部高明君） はい。（渡部議員起立）

2番、渡部高明です。それでは、今の答弁についての4件目についてだけ再質問させていただきます。

階上町子ども計画策定業務委託料の答弁にありました、国が定めるこども大綱、この内容を簡単にご説明いただきたいと思います。

またコンサルタントの作成を依頼するということですが、このことに対するコンサルタント、全国的にそんなに多くないと思っておりますが、同じようなコンサルの結果、同じような全国一律のような、金太郎飴のような、コンサルタントではいけないと思います。町、行政や町民の意見が、これにどのように反映されていけるのかお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。（渡部議員着席）

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。（すこやか健康課長起立）

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

令和5年12月22日に閣議決定されたこども大綱は、こども施策を総合的に推進するため、これまで別々に作成、推進されてきました少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、一元的に定めたものでございます。全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生

活を送ることが出来る、こどもまんなか社会を目指し、3つの基本的な方針を掲げ、こども施策に関する重要事項推進のための必要事項等が示されております。

階上町こども計画の策定にあたりましては、住民アンケート調査を行うとともに、子ども子育て会議において、計画の調査及び審議を行い、更にパブリックコメントの実施により、町民の意見を反映させた計画としていく予定でございます。

説明は以上でございます。(すこやか健康課長着席)

○2番(渡部高明君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、2番、渡部高明君。(渡部議員起立)

○2番(渡部高明君) ご答弁ありがとうございました。よろしくお願いいたします。以上です。(渡部議員着席)

○議長(長根岩夫君) はい。次に、ほかに質問はございませんか。

○3番(中島孝一君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 3番、中島孝一君。

○3番(中島孝一君) はい。(中島議員起立)

3番、中島孝一です。

議案第21号 令和6年度一般会計予算について、この当初予算主要施策説明書によって、4点質問させていただきます。

1点目です。14ページ、2款1項7目のデジタルトランスフォーメーション推進事業費についてです。社会全体でデジタル化の動きが加速している中で、階上町でも業務改善や住民サービス向上にデジタルトランスフォーメーション技術を活用することが求められていると理解しております。新年度予算において、デジタルトランスフォーメーション推進事業費が計上されており、昨年度の当初予算は118万9千円でしたが、新年度は1552万5千円と大幅に増加しております。新年度の予算の増加の理由、本事業はいつまでに完了するのか、その結果どのような成果が望めるのか、の以上3点についてお聞きします。

2つ目です。15ページ、2款1項9目、光ケーブル管理費についてです。光ケーブルは、東部地区の海岸通りにある我が家のそばを通過していて、我が家もフレッツ光を契約し、インターネット環境を利用させてもらっています。新年度予算にお

いて、光ケーブル管理費が昨年度の当初予算や約 1.5 倍の 1,240 万 6 千円で計上されております。この増加の理由をお聞きします。なおこの説明の中に、Wi-Fi 機器の更新とあり、これが増額の理由かとの想定はされますが、その理解でよろしいでしょうか。その場合、その更新の理由と思われる、本年 6 年 9 月にサービスが終了となる光ステーションについてもお聞きします。

3 点目です。44 ページ、8 款 2 項 1 目、路面性状調査委託料についてです。年中どこかで行き合う道路舗装補修工事は、身近で見慣れた風景であります。夏の暑い盛りの舗装工事の皆様には感謝しながら通り抜けておりました。町として常に町道の舗装、破損等の状況に責任を持って管理しておられることにお礼申し上げます。

新年度予算に新規に計上されている路面性状調査委託料についてお伺いします。路面性状調査の目的を教えてください。新年度予算の町道 4 路線とはどちらでしょうか。予定の状態、予算の中ですから、明確にすることが不適切であれば結構でございます。どのような機材でどのようにして、路面の状況を調査されるのでしょうか。

4 番目が、同じく 44 ページの 8 款 2 項 1 目、橋梁定期点検委託料についてです。階上町には大きな橋はないと思っておりましたが、高速道路の上を横断する橋があることを教えてもらい、地震等の災害を思えば、おろそかにできないと思いを新たにしております。

新年度予算の橋梁定期、定期点検委託料についてお伺いします。町には対象となる橋がいくつあるのでしょうか。定期点検の頻度について教えてください。階上町の橋の基本的な点検方法を教えてください。

以上、4 問よろしくお願ひします。（中島議員着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。（総務課長起立）

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の DX 推進事業費増額の理由等についてですが、増額の主な理由は、現在使用している住民基本台帳や地方税との基幹業務システムを地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和 7 年度末までに、国が定める標準仕様に沿ったシステムに移行するにあたり、その経費を計上したことにより増額となったものでございます。なお、これらにかかる経費は全額、国のデジタル基盤改革支援

補助金の対象となってございます。また、地方公共団体情報システムの標準化によりまして、システム開発業者間の競争環境の確保、ベンダーロックインの解消によるコスト削減や、行政の効率化が図れるものと考えられております。

次に 2 点目の光ケーブル管理費の増額の理由等についてですが、本町の中央及び西部地区における光ファイバー網はNTT 東日本が整備し、東部地区は採算が取れないとの理由で、国の補助事業を活用して、平成 24 年度に町が光ケーブルを整備しております。東部地区の光ケーブルの保守については、NTT 東日本との契約により維持管理しているもので、令和 6 年度の光ケーブルの保守に係る経費については、5 年度と同額となっております。

議員ご質問の増額となった主な理由についてですが、集会所や学校、消防団の屯所等の 32 施設には、災害発生時の情報通信手段の確保及び、平常時の行政通信発信を目的とし、Wi-Fi 機器が設置されており、現在、NTT 東日本の Wi-Fi サービス光ステーションを使用しております。しかしながら本サービスの提供は、令和 6 年 9 月末をもって終了となることから、引き続き Wi-Fi が使用できる状態を保全するため、更新に係る費用を計上し増額となったものでございます。

説明は以上でございます。（総務課長）

○建設課長（上静志君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 建設課長、上静志君。

○建設課長（上静志君） はい。（建設課長起立）

中島議員の質問にお答えいたします。

まず路面性状調査の委託料でございます。委託についてでございますけども、この事業は老朽化した町道を路面性状調査専用の車両を走らせることにより、路面の損傷度、ひび割れとか、わだちの状態等を数値化するという調査を行いまして、今後、社会資本整備総合交付金を活用し、舗装の修繕をするために行うというものでございます。現在も修繕の事業等を行っておりますけども、過去にこの調査を行い整備修繕をしてきているというものでございます。

路線について、4 路線についてですけども、今回茨島下・蒼前線、給食センターのあたりですね。それから耳ヶ吠・寺下線、こちらは旧県道、国道 45 号線から旧役場の方に向かってくる道路。それから耳ヶ吠・上野線、こちらは見心園の通りがこの路線になっております。役場前・耳ヶ吠、こちらは役場の前からコメリの前を通る道路。この以上 4 路線が対象として計画しております。

続きまして橋梁定期点検の件でございますけども、平成 25 年に階上町橋梁長寿命化修繕計画を策定しまして、5 年に一度の点検と、それから計画的な修繕を行うことによって長寿命化計画を進めているということでございます。

橋梁数でございますけども、町内には 43 橋、町道に 43 橋ございます。こちらは、方法でございますけども、この方法は道路法施行規則ということに近接目視と、ということがうたわれておりますので、ハシゴ等を使ったりして直にみるということを行っております。場所によって高いところ等色々あるかと思いますが、その際は車両等によって点検をするということも状況によっては行っているというものでございます。

以上です。（建設課長着席）

○3 番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、中島孝一君。（中島議員起立）

○3 番（中島孝一君） はい、3 番、中島孝一です。再質問を 2 つほどお願いします。

1 番最初のデジタルトランスフォーメーション推進事業費について、標準化しようとしている住民基本台帳などの基幹業務システムが、当町にどれだけあるのかお聞きします。

2 つ目ですが、2 番目の光ケーブル管理費についてです。東部地区の光ケーブルの維持管理経費の返還と加入率の関係について、教えてください。

以上、2 つよろしく申し上げます。（中島議員着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。（総務課長起立）

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の標準化しようとしている基幹業務システムがどれだけあるのかについてでございますが、標準化の対象となるシステムは、児童手当、子ども子育て支援、住民基本台帳、地方税など、20 業務に関し、国が定める標準仕様に沿ったシステムに移行しなければならないこととされております。

次に2点目の東部地区の光ケーブルの維持管理経費の返還についてでございますが、NTT東日本との契約により負担金は、加入率に応じて返還されるものとなっております。加入率15%以上であれば全額返還、15%未満であれば75%返還されるということになってございます。現在の町の加入率は約40%でございますので、保守に係る経費100%が返還されるという予定になってございます。

以上でございます。（総務課長着席）

○3番（中島孝一君） ありがとうございます。

○議長（長根岩夫君） はい。ほかに質疑はありませんか。

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。（小坂議員起立）

○5番（小坂正年君） 5番、小坂正年です。私からは3点ほどをお願いしたいと思います。

まず1点目に、当初予算主要施策説明書の14ページ、2款1項6目の防犯灯修繕費と補助金ですが、この件については私も前をお願いをしましたが、早速予算を組んでいただき感謝申し上げます。その補助金の事業内容の要領と、19行政区にどのように補助するのかをお伺いします。

2点目に、同じく主要施策説明書の25ページ3款3項2目、出産子育て応援給付金についてですが、この給付金は一時金か継続金かをお伺いします。

3点目に、26ページ、3款3項2目、子どものための教育保育給付費についてですが、事業の内容に3歳以上が無償化となったとありますが、その3歳以上になったという理由をお伺いしたいと思います。それと、0歳から2歳で無償化となっている方がいるのかをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。（小坂議員着席）

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町民生活課長、大谷地尚子君。

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい。（町民生活課長起立）

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

始めに、防犯灯修繕費と補助金の内容でございますが、町内会等が維持管理しているLED防犯灯の修繕等に係る財政負担を軽減するため、町がその費用の一部を補助するものです。現在町が電気料金を支払っている防犯灯を対象とし、経年劣化や雷などの自然災害で不点となったもの、センサーの異常等により修繕が必要なもの、また不要となった防犯灯を撤去するための費用が対象となります。補助額は、係った費用の2分の1の額で上限を2万円とするものです。

次に、予算についてでございますが、不点のLED灯の更新費用や、比較的安価で修繕出来る内容を想定しておりまして、各町内会等からの申請を随時受付し、申請の状況を見ながら必要に応じて補正対応してまいります。

以上です。（町民生活課長着席）

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。（すこやか健康課長起立）

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、出産子育て応援給付金、子どものための教育保育給付費についてお答えいたします。出産子育て応援給付金についてでございますが、本事業は妊娠届け出時から、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊産婦等に対し、経済的支援を一体として実施する事業となります。給付金は、資料にもありますが、妊娠届け出時の面談実施後妊婦に5万円、出生届け出後の訪問実施後児童1人あたり5万円を保護者に支給する一時金となります。令和4年度から開始した事業でございますが、国の交付金が今後も継続して交付される予定でありますことから、令和6年度以降も事業は継続してまいります。

続きまして、幼児教育、保育の無償化につきましては、子ども子育て支援法に基づき、令和元年10月1日から実施しているところでございます。保護者の経済的負担を軽減するため、無償化の対象として定められたのが、3歳から5歳までの全ての児童でした。更に0から2歳につきましては、低所得世帯、多子世帯に限定され、住民税非課税世帯の児童、第3子以降の児童が無償化の対象となりました。令和5年度4月1日現在、無償化の対象となっている町内の児童は3歳以上が232人、0から2歳が23人となっております。

説明は以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。（小坂議員起立）

○5番（小坂正年君） はい、5番、小坂正年君です。

1点目については、各町内会の方々も、大変助かることと思いますので、継続していただけるよう、お願いをして、終わらせていただきます。

2点目についてですが、令和6年2月28日の新聞に、2023年の青森県の出生数が、346人減となったとありました。当町での出生数の状況をお伺いします。

3点目についてですが、0歳から2歳の保育料を支払いしている方の負担も大きいと思いますが、どの程度の利用料を支払っているのか伺いたいと思います。また、利用者負担が残っている0歳から2歳までの保育料を、完全無償化する考えはないのかをお伺いしたいと思います。

よろしく願いをいたします。（小坂議員着席）

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。（すこやか健康課長起立）

それでは小坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町の出生数でございますが、令和5年は46人で、前年より3人減少しておりました。

続きまして、0から2歳児の利用者負担状況並びに完全無償化についてでございますが、現在、保育施設の利用料につきましては、所得段階や多子世帯等を勘案の上、月額7,900円から4万4,500円の範囲内で保護者の方に負担していただいている状況です。利用料の支払いが生じる0歳から2歳の児童は91人おりますが、うち25人の児童が第2子の半額軽減を受けております。

保育料の完全無償化につきましては、少子化対策も含め全国的にもニーズが高いものとか考えておりますが、子育て支援に関係する無償化は、基本的に全国一律全ての子供が平等に受けられることが理想と考えておりますので、国や県の推進する施策と連動し、町の財政状況も勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。（すこやか健康課長着席）

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。（小坂議員起立）

○5番（小坂正年君） 5番、小坂正年です。細かい説明をいただき、ありがとうございます。

少子化は全国的に問題になっていることです。階上町でも5人を超えて子育てをしている方に、奨励金、助成金等を考えていただけるよう、子育ての応援をしていただけると助かると思います。そのことをお願いして質問を終わらせていただきます。（小坂議員着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○6番（下沢育男君） はい、6番、下沢育男です。私のほうからは1点お願いいたします。

一般会計当初予算主要施策説明書、17ページ、2款7項2目、新規事業の集会所エアコン設置についてお願いいたします。夏季猛暑対策及び熱中症予防のため、2年前頃からですが各学校の教室等にエアコンを設置し、勉強しやすい環境を整えていただいております。大変ありがとうございます。

来年度につきましては、町内7ヶ所の集会所の1室ずつにエアコン設置するとありますが、設置工事する集会所名はどちらでしょうか。

また、設置しない集会所があればお伺いいたしたいと思います。

よろしく申し上げます。（下沢議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

それでは、下沢議員の質問にお答えいたします。

集会所は階上町住民集会所条例に規定されている集会所で全部で8か所でございますが、そのうち今回エアコンの設置工事が行われるのは7か所になってございます

。各指定管理者からの設置希望の調査結果に基づき、蒼前集会所の大集会室、新田集会所の和室、赤保内集会所の集会室、耳ヶ吠東集会所の多目的ホール、田代集会所のホール、小舟渡集会所の大ホール、大蛇三地区集会所の集会室にそれぞれ設置を予定しているところでございます。

また、エアコンを設置しない集会所は地区から設置要望がございませんでした道仏集会所 1 か所となっております。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 6 番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○6 番（下沢育男君） はい、6 番、下沢育男です。ご回答ありがとうございました。ほかにも住民集会所としている施設があると思われませんが、そちらの設置予定はありますか。お伺いいたします。（下沢議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

それでは下沢議員の質問にお答えいたします。

公共施設の一部を集会所として使用している施設につきましては、それぞれ施設を所管している担当課の所管事項ではありますが、今回の当初予算の中では、石鉢、野場中行政区が活用しています石鉢ふれあい交流館と、鳥屋部行政区が活用している森の交流館に設置する予定としているところでございます。そのほかの集会所を兼ねている施設につきましては、令和 6 年度に実施するローリング計画の中で、所管課と協議を進めていく予定としているところでございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○6 番（下沢育男君） 6 番、下沢育男です。ありがとうございました。

その他の施設についてはということで、石鉢のふれあい交流館、鳥屋部の森の交流館、に設置は予定しているということで、その他の集会場を兼ねている施設については、今後協議を進めていくということですので、そちらのほうもよろしくひとつお願いします。

それと1つ、最後にですけども、水郷館の名前が出てきませんでした。そちらのほうも所管の課のほうでひとつよろしく重ねてお願いいたします。

以上、あの質問を終わります。ありがとうございます。（下沢議員着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） はい、7番、大下修です。ちょっと数が多いんですけども質問させていただきます。

令和6年度一般会計、予算に関する説明書をお願いします。

歳入の1款町税で、1項等ですね。町民税、固定資産税、軽自動車税等あります。これらの税込の中で、不納欠損額が令和4年度で680万円ありました。歳入未済額が6千万円ありました。不納欠損額は、税金を回収出来ずに時効になった金額と思います。歳入未済額は、まだ時効にならないものの、回収出来ない金額と思います。もう少しこれについて詳しくご説明をお願いしたいと思います。

日頃から税込のアップに努力され、税込率も向上しており、頼もしく感じているところです。しかし国政ではありませんが、税を支払わない逃げ得が許されるべきではありません。払えない理由を把握して困っている方には、福祉、生活保護などの情報を与えて、他部署ではありますが、支援をお願いするなどの配慮が必要かと思います。

しかし、資産や財産があるにも関わらず、税を納めない方々の逃げ得を許すわけにはいきません。厳しさと優しさが必要であると思っております。不納欠損額になるまでの期間、多分5年間だと思っておりますが、5年間にどんなアクションを起こしているのか、税確保のためのアクションを伺います。

このアクションの行動内容と時間軸ですね。どれぐらいの時間があったら督促を、状を出すだとか、差し押さえをするだとか、そういった時間軸をお知らせ願いたいと思います。また、そのような行動を起こした件数、事例を伺います。

もう1点、この件について、令和6年度の行動計画もあわせてお願いします。

次に、続いてですね、主要施策説明書の32ページの中段の廃棄物等収集委託料4892万6千円について伺います。毎年掲載されておりましたが、今年度からはなぜか掲載されておられません。令和4年度のゴミの種類ごとの実績量を伺います。

また、燃えるゴミの通年で週2回、回収する予定があるのか、ないのか、この辺についても伺います。

更に、温暖化を含めて、カーボンニュートラルが求められております。青森県の市町村でも取り組んでいるところも多々あります。分別が地球を救うと思っております。我が家でも2年ほど前から分別を行い、家族で何のゴミがどれくらい出るのかを測っています。ゴミの削減に対する考えや、今後の予定を伺っておきたいと思っております。

また例えば、公益事業の焼却炉に運ぶ可燃ゴミ、1トンまたは10トン、どの単位で計算するか分かりませんが、これらが減少することによって、金額が削減されると伺っておりますが、この単位あたりの削減効果についても伺います。

次に36ページをお願いします。下段の林業振興費について伺います。374万7千円計上されております。令和4年度までは、森林環境譲与税基金積立金1,000円だったものが、令和5年は228万7千円。そして今年度、令和6年度は374万7千円と増額してきております。また昨日承認を得た森林経営管理推進協議会委員報酬も昨年に続き、4万8千円計上されております。

昨年は条例もないのに、森林経営管理推進協議会の開催及び報酬の支払いが、出来ないものと思っておりますが、開催したのでしょうか。開催の可否について伺います。

開催したのであれば、内容も伺っておきたいと思っております。

昨日の条例の制定によって、森林経営管理推進協議会の設立の承認を得て、民意を得ることが出来るようになりました。この協議会は、今年度も開催することとなっております。毎年開催するのでしょうか。今年度はいつ開催して、何を協議する予定なのか伺います。

次46ページをお願いします。中ほどになります。山館前公園遊具撤去工事363万円計上しております。この公園は山の中腹にあり、交通が不便であると思っております。最近までの5か年の利用者人数を伺います、把握しているのであれば。把握していなければ把握していないということでコメントいただければと思っております。

また、この遊具の撤去により、ほかに残っている遊具があるのか伺います。遊具でなくても、残っている建物についても確認しておきたいと思っております。併せて資産評価もお願いします。

また今後のこの土地、公園のですね、活用方針。活用するのかもしれないのか等々ですね、スケジュールについても伺います。

同じく 46 ページの下段。水道事業会計補助金の 3 億 5903 万 9 千円でありますが、今までの一般会計からの繰入金の 3 倍の金額でございます。下水道事業の公会計移行に伴う 21 億円の借金を減らす、債務負担を軽減するために、これ以上町債が増加しないようにするため、一般会計から公債費として、1 億 2,230 万 8 千円と理解しております。下水道事業の公債費、借金返済に 1 億 2,230 万 8 千円の使い道で間違いございませんか、確認したいと思います。

また、補助金として、1 億 3,823 万 2 千円を計上しておりますが、この補助金は何に使うのか、使い道を伺いたいと思います。

この一般会計から下水道事業に繰り入れするのは、今後もあるのでしょうか。あるのであれば、どれぐらいの金額と期間、何年一般会計から下水道事業に繰り入れを続けるのか伺います。

この件についての 4 点目ですけども、下水道事業の今年度から公会計になるようですが、下水道事業の会計の透明性の確保はどのように考えているのか、どのように進めるのか伺います。

町債残高だけでも、広報に掲載していただきたいと思います。全員協議会では前向きな意見を伺いましたが、本会議で、ぜひとも広報はしかみに掲載すると、断言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に 52 ページをお願いします。中段の石鉢小学校長寿命化改修工事実施設計委託料 6,438 万 1 千円計上されております。大きな金額で全てが一般会計です。この事業を、国や県からの補助金をいくらでももらえる手立てがないのでしょうか。これについて伺います。出来れば、国や県からの補助金をいただけるよう努力していただきたいと思っております。

今回は設計委託料のようですが、その後の事業スケジュールと、改修工事等の金額の総額について伺います。併せて財源についても伺います。

改修工事を行うことで、どれぐらいの寿命が伸びるのか。令和何年ごろまで使用可能か伺います。また、それまでの石鉢小学校の人数の推移を伺います。

次に 53 ページをお願いします。校務用パソコン校務支援システム導入として、4013 万 8 千円計上しております。全員協議会で県からの指導を受けながら、国の支援を受けたいと答弁をいただきました。木の学び舎プロジェクト、机、椅子の購入は、県の方針や指導を無視したやり方という言葉が適切かどうか分かりませんが、そのようなことで進めてきたように感じております。今回、教育課長が教育課に来る前の出来事でしたので、今の教育課長は残務処理的なことだったかとは思いますが、県の職員も親切な方も多くあります。ぜひ県の指導を仰ぎ、財政支援をいただけるように、努めていただきたいと思います。これは質問ではありません。エールです。頑張ってください。

次に 54 ページをお願いします。中段となります。部活動地域移行事業費 113 万 3 千円を計上しております。この事業も検討委員会を開催し、計画を策定することのようです。この件だけでなく、委員の中から既に決定しているとして、意見が届かないと残念に思っている方もおるようです。本町だけではありませんが、教師の働き方改革だけでなく、並行して児童生徒の部活動について考慮することが重要です。部活で困っている児童生徒、親御さんが多くいます。この事業については、先ほど伺いましたので質問は省きます。この事業は中学生だけのようですが、全体的に全ての小中学校を考えるべきです。

当町には部活や、小中学校の管理などを支援するライズはしかみという団体もありますが、資金面で苦勞されているように伺っております。今後、小中学校の部活動に関する支援をする考えがあるのか伺います。

また、検討委員会の設立目的とメンバー構成を、メンバー構成は先ほどありましたね。14 名でしたね。設立目的を伺います。

検討会にライズはしかみが参加されているのか確認します。今からでは遅いかもかもしれませんが、これから参加させる用意があるのかも確認したいと思います。

教育や子育て事業は待ったなしで、スピード感が求められています。1 年を過ぎるとその児童生徒は恩恵を受けることが出来ません。大事な子供達とっております。

次に 56 ページをお願いします。社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成委託料について 792 万計上しています。これについて伺います。民俗資料収集館の機能を有する芸術文化の振興、文化遺産の保全を目的としており、創意工夫をして、魅力のあるものにしていただきたいと思います。しかし、図書館の機能はいかなもののでしょうか。今の時代スマホで本を読み、朗読機能で本を読んでいるようです。投資対効果の有効性を私個人はイメージ出来ません。従来の八戸市の図書館のイメージしかありません。業者に委託するようですが、提示委託する本事業の具体的にイメージ出来る内容を伺います。

業者にどのように、業者がイメージするに、どのように提案したのか「こういったものですよ」ということを提案しているかと思いますが、それについて伺います。

また、先ほど令和 7 年設計、用地買収 10 年、開館 12 年というふうに伺いました。大きな金額をかけて町民の理解を得られるのか、得られないのか大変危惧しております。

以上で質問を終わります。質問をとというのは 1 回目の質問を終わります。以上です。（大下議員着席）

○議長（長根岩夫君） 質問の答弁前ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。休憩時間は、開会時刻は 11 時 25 分までといたします。

（休憩 11：08～11：25）

（再開）

○議長（長根岩夫君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

○税務課長（佐京実君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、佐京実君。

○税務課長（佐京実君） はい。（税務課長起立）

それでは大下議員の町税関係の件につきましてお答えを申し上げます。

調定額は課税して収納すべき額、収入済額は収納された額となります。調定額から収入済額を差し引いて、更に不納欠損額を差し引いた額が収入未済額となって、滞納繰越分として翌年度へ繰り越されることとなります。

不納欠損についてですが、地方税法では、税も徴収権消滅の規定がございます。税の徴収権には、一般的に 5 年間行使しないことによって時効により消滅します。また、滞納処分出来る財産がないとき、滞納処分することによって、その生活を著しく困窮する恐れがあるとき、滞納処分出来る財産が不明であるときは、滞納処分の停止の要件とされておりますが、滞納処分の執行停止が 3 年間継続したときは、納税義務が消滅するほか、滞納処分出来る財産がないために執行停止したときは、直ちに納税義務を消滅させることが出来るとされております。これらの徴収権消滅分が不納欠損ということになります。

令和 4 年度の一般税についてですが、時効関係分が 73 件、256 万 700 円。執行停止関係分が 48 件、87 万 9212 円の、計 121 件、343 万 9912 円の不納欠損とさせていただいております。今年度の不納欠損額につきましては、ただいま精査中ではございますが、令和 3 年度または 4 年度と同程度になるのではと見込んでいるところでございます。

税の徴収についての大まかな流れですが、納期限を過ぎると 20 日以内に督促状を発行します。その後は催告書や差押予告書等の送付、電話催告、催促や臨戸訪問を行うとともに、預貯金を始めとした財産調査を継続的に行っておりまして、財産差し押さえに着手する場合もございます。

差し押さえ件数は、令和元年度 22 件、令和 2 年度で 22 件、令和 3 年度 22 件、令和 4 年度 30 件、令和 5 年度差し押さえ件数は、現在までで預貯金、給料、生命保険等の 32 件となっております。今後におきましても、公平公正な徴収に努め、自主財源の根幹である地方税収確保の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。（税務課長着席）

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町民生活課長、大谷地尚子君。

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい。（町民生活課長起立）

それでは、大下議員の、私のほうからは廃棄物の関係のご質問にお答えいたします。

まず令和 4 年度のゴミの排出量につきましてですが、燃やせるゴミが 2861 トン、不燃ゴミが 134 トン、資源ゴミが 395 トン、粗大ゴミが 168 トン、有害ゴミが 5 トンとなっております。

それから燃やせるゴミの週 2 回についての考え、予定というものと、あと削減に係る今後の考えというところを、ちょっと統合的にお答えしたいと思います。こちらは広域のほうでゴミ処理の施設の整備計画であるとか、あとまたゴミの広域化等々の協議が開始されている状況ですので、その中にはプラスチックゴミの回収というところも課題となって、またそれも計画となっていくものと思います。これに合わせてですね、タイミングを図りながら、週 2 回等々の検討も進めていきたいと思っております。

それから分別にかかる効果等ですが、町のほうで、広報等でですね、お示しているゴミの分別とか、あとは 3R 推進、リデュース、リユース、リサイクル等々。それからフードロスの削減というところを啓発を強化していきながら、そちらの方も CO<sub>2</sub> の削減に繋がってまいりますので、引き続き啓発してまいりたいと思っております。

以上です。（町民生活課長着席）

○7 番（大下修君） 削減効果は・・・（聞き取れず）

（町民生活課長起立）

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい、申し訳ございません。そちらの効果につきましては、今すぐにちょっと算出することが出来ませんでした。申し訳ありませんでした。（町民生活課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

はい、私からは階上町森林経営管理推進協議会の件についてお答えいたします。

今年度の開催はしておりません。昨日今回の議会で議決をいただきましたので、今後年度内に一度、組織会を開催したいと考えているところです。

それから協議する内容ということでしたけども、まず森林経営管理制度に関する事、それから森林整備保全の推進に関する事、それから人材育成、担い手の確保に関する事などを予定しております。

以上です。（産業振興課長着席）

○7番（大下議員） （聞き取れず）

○産業振興課長（西山圭一君） はい。

○建設課長（上静志君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、上静志君。

○建設課長（上静志君） はい。（建設課長起立）

それでは大下議員の、下水道事業会計の補助金の件についてお答えいたします。

4点ほどございまして、公債費の額、こちら上のほうから総務費分、施設管理費分、事業費分、公債費分です。補助金というふうな、詳細になっておりますけども、公債費に関してはこの額で支払うということで予算計上しております。それから下段の1億3,800万、補助金の使い道の件でございますけども、こちら新しく会計事業が生じたため事業初年度、4月早々には補助金が入ってくるまでの間の委託料、それから工事費等が、支払いが滞るとということでそちらの事業に充てるために補助していただくというものでございます。

今後これはどうなっていくかということでございますけれども、初年度だけ必要というふうに理解しております。

それから最後の起債残高の起債を広報等にしてほしいというお話でございましたけれども、他の特別会計との取り扱い等も色々整合があるかと思えます。今後、企業会計に移行していったときには貸借対照表とか色々出てまいりますのでそちらのほうにも起債の残高等が明示されるものと解しておりますので、今後の庁内での検討等が必要かと思っております。

以上です。（建設課長着席）

○7番（大下議員） （聞き取れず）

○建設課長（上静志君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） 質問の内容をちょっと、理解のところちょっと、滞ってたかと思えますけども、繰入補助金も、こちらの部分に関しては今年度だけ、となります。それから長期の総務費、それから管理費、事業費、それから公債費分、こちらは事業が続いていく限り、従来からこれは補助してもらっており、繰り出してもらってございましたけども、補助していくということになりますので事業が継続しているうちは、補助金として出していくというふうに考えております。

透明性については、先ほどもご説明いたしましたけども、他の特別会計との整合等を庁内で図る必要があるかと思えます。今後、決算等で貸借対照表等を示すことがありますので、起債残高等はその際にご理解いただけるかと思っております。

以上です。（建設課長着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立） それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まずは山館前公園に関してでございますが、利用状況の件でございますが、こちら申し訳ございませんが、把握しておりません。

あとあの遊具につまましてですが、今このローラー、今回のローラー滑り台と、スカイロープを撤去することにより、残る遊具はございません。ただし東屋とかです、トイレといったものは残ることになります、はい。

あと資産評価でございますが、こちらについても申し訳ございませんがちょっと把握しておりません。申し訳ございません、はい。

あと、今後の公園利用の方法とかスケジュールというお話でございましたが、これまで通り、公園として、使うことでは想定をして、考えております。ただ遊具のですね、再設置については現在のところ考えてはおりません、はい。

あと2点目ですけれども、石鉢小学校の関係ですね、についてでございます。今後のスケジュールということでございましたので、今年度からのスケジュールをちょっとお話させていただきますと、令和5年度は、ご存知の通り、耐力度調査を行い、令和6年度に実施設計を行う。あと令和7年度に改修工事を行うということでございます。

あと事業費につまましては、全体で約10億円程度を考えている、総事業費で10億円程度を考えておりますよ、ということです。

また財源ということでございましたので、全協の際もご説明したんですが、補助金を活用させていただきます。国の補助金3分の1の補助率になります。残りの分につまましては、起債を充当して、財源を手当していくと。こちらですね、今年度、一般財源だけというふうなお話でございましたが、こちらの改修が終わる令和7年度の際に一括で補助申請するものとなりますので、現在は一般財源とはなりますが、令和7年度に耐力度調査が始まりましたら財源のほうで補填されるような形をとることになります。

また石鉢小学校の人数でございましたが。あとはその耐用年数ですね、今の改修によって、基本的には80年を使うことにしてある途中の40年目の改修になりますので、80年を使えるように目指して、今後あと残り40年ですね、そうしますと。ただ40年、何もしないということではなくて、その中間の20年に一度またですね、小中規模の改修を行って、長寿命化を図っていくというふうなことで考えております。

また石鉢小学校の生徒数ということでございましたが、こちら申し訳ございません。全体数にはなるんですが、今の令和5年3月31日のですね、住民記録、住民基本記録台帳から単純推計したことをしましたが、全体数で、児童数については、60人ぐらい、令和10年、5年と10年度とで比較しますと、60人ぐらい減っていくんじゃないかなあというふうな感じの計算はされております。

次にですね、部活動の地域移行の件に関してでございますが、あのライズに支援予定があるのかというふうなお話、ご質問だったかと思うんですが、現在のところ

ですね、ライズについては、今後ですね、何か町と一緒に事業を進めていくというふうなことをしていく中で、必要があれば支援していきたいかなと、いうふうなことで考えております。

またですね、今回の検討委員会の設立目的でございますけれども、階上町の中学校部活動の地域移行に関する検討のため、立ち上げたものというふうなことで、ご理解いただければなと思っております。また今年度ですね、検討委員会を立ち上げたんですが、その中にもですね、ライズはしかみさんのほうには、入っていただいております、ご意見等々を伺っているところになってございます。また、6年度も検討委員会等を立ち上げますが、その中にもライズはしかみさんにはですね、加入していただいて、様々なご意見をいただければなと思っております。はい。

あと複合施設ですね、複合施設の関係でございます。図書館のイメージというふうなことでお話があったかと思えます。こちらですね、議員ご案内の通り、色々な形態があるかと思えますが、この辺りもですね、基本構想、基本設計の中で話し合いながら決めていければ良いのかなあというふうなことで考えてございます。

また行政の提案はどのようにしたのかということでございますが、令和6年度に基本構想と基本計画ですね、を作成することになりますので、業者要件については、令和6年度にこれから仕様書を定めて決定していくということになりますので、今はまだ提案はされていないということをお願いいたします。

あとはもう市民の理解が得られるのか、というふうなことでございましたが、その辺りも基本構想、基本計画を作るにあたってですね、様々な市民の意見を聞きながら進めてまいりたいなあというふうに考えています。

私から以上です。（教育課長着席）

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。（大下議員起立）

7番、大下修です。どうもありがとうございます。

税に関しては色々あるかと思えますけども、今後とも努力していただきたいと思えます。森林振興費なんですけども、財源について伺います。財源はほかとなっております。ほかとは何を指しているのか、具体的な財源について伺います。

何度も言うようですが税の使い道の基本はフェア、公平と思えます。しかし、中々何をもちて公平というのか難しい部分があります。しかし公平性は目指すべきだ

と思います。利益や恩恵が偏らないように、公平性と透明性をお願いします。と共に、階上町の自然も失われつつあります。生物多様性の里山の構築に、ご尽力いただけることを希望して森林関係にはですね、その辺を希望しておきます。

次に、山館前の公園ですけども、今年、すいません、間違えました。下水道ですけども、もう一度ちょっと確認したいんですけども、今年度だけ一般会計から繰り入れて、次年度からは一般会計から繰り入れないということの理解でよろしいでしょうか。そこのところをもう一度お願いします。

続いてゴミですけども、検討するということで非常にちょっと残念な思いをしております。また調査ということなんですけども、いつ調査するのかについて伺っておきたいと思います。

そしてトン辺りなのかちょっと単位はわかりませんが、削減効果については後日お願いします。

石鉢小学校ですけども、10億という大金を繰り入れるわけなんですけども、人数との費用対効果等々考えていかなければなりません。よく財源がないと言われますけれども、そういった中で、施設の人数等を踏まえて慎重に進める必要があるのかなあと思っておりますので、多くの意見を取り入れて進めていただきたいと思います。

それと、教育につきましてはですね、検討ということなんですけども、今回は階上中の対象部だけの検討会のようなんですけども、道仏中はどうするのか、ほかの部活はどう考えているのか、ちょっとよくわかりませんので、この辺についてお願いします。本当に教育、子育ては待ったなしのスピード感が求められていると思います。その辺、大事な子供達への配慮をお願いしたいと思います。

最後の社会教育複合施設の基本計画なんですけども、大変これも、あっ、これ財源聞いていませんでしたね。2回目の質問でスケジュールは伺いました。分かる範囲で構いませんけども、設計だとか用地買収だとか、それごとの建物だとか、それごとの等の財源が分かれば、お願いします。分からなければ総事業費でも構いません。その辺の財源について伺います。

以上です。（大下議員着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

それでは大下議員の質問にお答えします。

私からは林業振興費のその他の財源は何かというご質問にお答えいたします。こちら、その他になっておりますものは、森林環境譲与税基金になります。これを活用して、里山の環境を良くしていきたいと考えております。

以上です。（産業振興課長着席）

○建設課長（上静志君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、上静志君。

○建設課長（上静志君） はい。（建設課長起立）

それでは大下議員の質問にお答えいたします。

主要施策 44 ページの部分の成果目標というところ。欄に金額が書いてございます。再度説明いたしますけども、46、すいません 46 です。申し訳ありません。はい、従来から総務費分、施設管理費分、事業費分、公債費分、こちらの部分は公共下水道それから漁業集落排水事業等、事業の方に一般会計のほうから出していただいております。特別に今回だけというのは基金積み立て金分、それから補助金分、こちらのほうが今年度当初、最初に事業運営に係る分として必要ということでございます。

以上です。（建設課長着席）

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町民生活課長、大谷地尚子君。

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい。（町民生活課長起立）

それでは私のほうからは削減効果の調査というところで、ご回答いたします。こちらの方は様々な計算式があると思えますけれども、そちらのほうを調査して、はい、こちらでも把握出来るようにしたいと思います。

以上です。（町民生活課長着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立）

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

石鉢小学校に関しましては、ご意見ありがとうございます。慎重に物事を進めていきたいと考えております。また部活動の地域移行に関してでございますが、先ほどの土橋議員のご質問にもお答えしたところでございますが、階上中学校に関しては、今回モデル事業ということで行いまして、このモデルを参考にしながら、またほかの部活動であったり、道仏中学校の部活動もですね、研究をしながら進めていきたいというふうなことで考えております。

最後ですが、社会教育複合施設の財源ということでございます。先ほど土橋議員のご質問にお答えしたスケジュールに合わせましてお答えさせていただきますと、令和6年度基本構想、基本計画、令和7年度基本設計、こちらは町の単独事業となります。令和8年度から用地買収を始め、令和9年度実施設計、10年度、工事というふうなことで入っていくんですが、その令和8年度以降につきましては、国の補助金2分の1、起債充当率90%のものを活用し、財源のほうを確保していきたいというふうに考えております。

以上です。（教育課長着席）

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7番、大下修君。

○7番（大下修君） はい。（大下議員起立）

7番、大下修です。そうしますと建設課の下水道なんですけども、一般会計から今まで通り、確か1億数千万だったような気がしますけども、今後も繰り入れていくということの理解かと思いますが、よろしいでしょうか。ということでありますので、はい。それでいいです、はい。

部活動地域移行で今モデル事業ということで実験的ということかと思えます。この結果が出るのはいつなんでしょう。何度も言うように、スピード感っていうのが非常に私は教育に関しては重要だと思ってますけども、この階上中の体操部の、検討の、何ていうんすかね、やっけて、その結果、というものは評価っていうんすかね、は、いつ頃出るんでしょうか、そこについて確認しておきたいと思えます。

それと、社会教育複合施設の件なんですけども、これについて多くの町民が知らないようでございます。どの時点で町民にお知らせするのか、もう建設が始まってからでは、色々な方のご意見を伺うことは難しいかと思っております。色々な賛否の意見が聞かれます。そういうことでですね、概要が決まったら広報に掲載していただ

きたいんですが、その辺のところとですね、公開の可否について伺いたいと思います。そして情報開示をしてみんなで町民が検討出来るようにしていただきたいと思います。そしてみんな町民に関心を持ってもらってですね、正しい情報を開示して、何て言うんですかね、多くの方々が理解を得て、色々な意見が言える環境を調整して行って、町民の声を大切にしたい施策を進めていただきたいと思います。

以上を質問して質問を終わります。ありがとうございました。（大下議員着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立）

それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

部活動の地域移行に関する評価、結果ということでしたが、このモデル事業は県から補助金をいただいて、2か年度事業になっております。ですのでその2ヶ年度の事業を見ながら評価をさせていただければなと思っているところでございます。

2点目の社会複合施設に関するその開示情報というか、情報提供ということでしたので、こちらですね、計画を作るにあたりましては、当然皆様にパブリックコメント等で意見を求めることとなりますので、そういったことも含めて、広報等での情報提供はさせていただきたいなと思っているところでございます。

以上です。（教育課長着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。

○8番（小松雅彦君） はい。（小松議員起立）

8番、小松雅彦です。私のほうから2点質問させていただきたいと思います。

主要施策説明書の19ページ、2款8項3目、上から3つ目のところです。地域おこし協力隊活動事業費、1460万円について伺います。地域おこし協力隊員として、おおむね1年以上3年以下の期間、町の委嘱もしくは町が委託する業者で

の雇用により、町に移り住み、地域協力活動をする方を募集するとありますが、どのような内容なのか、対象人数は何名なのか、お伺いします。

続いて34ページ。6款1項4目、上から3つ目ですが、中山間地域所得確保推進事業委託料499万7千円とあります。中山間地域において、農業所得を確保するため、鳥屋部地区、赤保内地区でミニトマトを栽培している農家の販売戦略の調査や検討を行い、所得確保の計画を委託で製作するものとあります。委託の詳しい内容と、対象となる人の人数を教えてください。

以上です。（小松議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

それでは小松議員の質問にお答えさせていただきます。

私からは地域おこし協力隊についてでございます。地域おこし協力隊につきましては令和6年度は2名の募集を予定しております。任期は最大3年で、山手地区と浜手地区でそれぞれ1名が活動するよう予定しているところでございます。協力隊の仕事の内容は、観光資源の活用促進、地域イベントの企画運営支援、地域住民との連携強化など、地域のニーズや課題を、課題に応じて、地域の活性化を支援することになると考えております。

協力隊の任用形態については、会計年度任用職員として採用する方法も考えられますが、当町では協力隊員がより自由に活動出来るよう、委託契約を締結する方法を想定しているところで、これにより任用中に隊員、協力隊以外の仕事を持つことや、自ら起業するなど、任期終了後の地域への定住定着が望める任用形態であることからでございます。

これまで当町では、令和3年度から今年度まで大学生を対象とした教育型インターンシップ事業に取り組んできました。この取り組みをもとに地域おこし協力隊についても引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

それでは私のほうから小松議員のご質問にお答えします。

中山間地域所得確保推進事業委託ですけれども、この事業は中山間地域において、農家所得の確保に向けた計画の作成と、作成に必要な調査などを委託する事業になります。委託する業務の内容は、マーケット調査、消費者動向調査、生産販売の現状分析、生産販売戦略の検討の4項目の調査、分析を行い、その結果を踏まえて、所得確保計画を作成する業務となります。対象となる人数は、今回の計画は、ミニトマトを生産する新規就農者を対象とした所得確保計画を策定するものなので、対象者は2名となります。

以上です。（産業振興課長着席）

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番小松雅彦君。（小松議員起立）

○8番（小松雅彦君） はい、8番小松雅彦です。答弁ありがとうございます。

弘前大学と連携し、インターンシップ事業として、階上早生そばに関する生産、加工、流通、消費の現状を踏まえ、特徴を生かした地域ブランドの育成及び定着を図る事業がありました。短い間でしたが、SNS等を活用して情報を発信していただいたことにより、来場者が増えたとお聞きしています。やっと当町にも地域おこし協力隊員が来ていただくことが可能になり、嬉しいと思っております。海の振興に1人、山の振興に1人の2名の方を想定しているとお伺いしました。町の振興と文化活動の振興はもとより、新しい発想により活性化されることを期待するとともに、愛着を持っていただき、定住していただきたいと思っております。

2点目の中山間における新たな就業者2名に対して、トマトに特化した委託事業だとお聞きしました。新規就農、所得向上は大変良いことだと思います。そこでお聞きしますが、ほかの作物や対象人数を増やすとか、あとから参加したい、続きたいと考える人もあるかもしれません。そのような人たちにも対応出来るような委託は考えられますか、お伺いして質問を終わります。（小松議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

小松議員の質問にお答えいたします。

町としましても、若い方々の発想により新たなイベントとかを企画していただき、町に新しい風を吹き込んでいただけるよう願っているところでございます。議員の皆様方も、隊員が就任した暁には、気軽にお声がけをいただきまして、ご相談などのっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。（産業振興課長起立）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、それでは小松議員の質問にお答えいたします。

今回の委託事業は今後、国の事業を活用して、ミニトマトの経営規模拡大に取り組む場合に必須の事業となっております。ほかの農作物や地域においても、農業振興に取り組みたいとお考えの農家の皆さんに対しましては、委託に関わらず、その方に合った支援を提供出来るよう、国、県や農業協同組合などと連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。（産業振興課長着席）

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8番、小松雅彦君。（小松議員起立）

○8番（小松雅彦君） はい、8番、小松雅彦です。回答どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。（小松議員着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（林貢君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、11番、林貢君。（林議員起立）

○11番（林貢君） はい、11番、林貢です。

私の質問は大下議員の質問とちょっとダブるんですが、山館前公園、主要施策説明書の46ページ、8款5項7目、山館前公園遊具撤去工事についてでございますが、まず撤去後に今後、どのように考えているのか。そのまま撤去のままだっている利用の方法だと、受け止めましたが、今後、全く遊具の設置とか設備等とかをする考えは全然ないのかとか、まずそこを1点お伺いしたいと思います。（林議員着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立）

それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

山館前公園に設置されておりますローラー滑り台及びスカイロープにつきましては、先ほど大下議員のご質問もあった通りでございますが、こちらですでに回答した通りでございますけれども、2年に一度、遊具点検を行っております、これまでローラー滑り台が異常があり、修繕または対策が必要となるC判定。あとはスカイロープが危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または破棄し更新を検討の、破棄し更新の検討が必要。使用不可ということになるんですが、こちらはD判定と。安全基準を満たしていない状況のため利用者の安全性を考慮し、今回撤去するという事としたものでございます。

ご質問のございました撤去後、今後の設置につきましてはというところになりますが、先ほども大下議員のご質問にお答えしたところでございますが、現時点では、遊具の再設置は予定しておりません。ただし、今後ですね、公園の利用者や山館前公園の草刈り等の管理を委託しております赤保内町内会などから遊具設置のご意見ご要望等が上がりましたら、その際にまた検討していきたいなというふうなことで考えております。

以上です。（教育課長着席）

○11番（林貢君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、11番、林貢君。（林議員起立）

○11番（林貢君） はい、11番、林貢です。

今お伺いした通りかと思いますが、この山館前公園の活用を考えると、そのままの利用よりもですね、あそこは山館前遺跡、そして埋蔵文化財の包蔵地であるとは私は認識しておりますが、そういうようなこともあって非常に土地利用が難しいところもあります。ただ、そのまま利用だけだと、でも、ちょっともったいない気がしますので、この公園をひとつの利用価値として、例えばですよ、例えば今やっています巨木巡りとかという関連から考えても、今、散歩やハイキングをする方が非常に多くなっているかと思えます。そこで例えば、蛭子のウツギから茨島のトチの木、そして山館前公園で休憩するとか。そしてあそこから裏を通過して、燈明堂に通じる道もあります。そして更に寺下観音、またそこから小舟渡海岸までのそういうひとつのハイキングコース的な中での活用ということも考えていただければ大変ありがたいなあと思えます。それを要望的に提案しまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（林議員着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。（森議員起立）

○10番（森榮吉君） 私のほうからは、主要施策説明書36ページ、下段から2番目です。

青森県野生キノコ安全性実証事業費101万6千円がもられています。私、これ何回か質問して、3年ぶりぐらいですかね今日は。いずれにしろ、階上のキノコが出荷制限を受けてると、その中で前回お伺いしたときには、ナラタケとクリタケが解除になってる。ほかのものはまだですよっていうところでこの101万円なるものがもられてると思うんですけども、今の状況はどういうことになるのか。ほかにですね確か、青森とか十和田とか、鱒ヶ沢、階上、この2市2町が対象になってたと思うんですけども、ほかのほうで解除されたところが、全面的に解除されたことがあるのかどうか。その辺も含めてお伺い出来ればと思います。（森議員着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

それでは森議員のご質問にお答えします。

野生キノコのモニタリングの結果で、現在解除になっているものは、議員ご案内のナラタケ、クリタケ、そのほかに今、クリタケモドキという3種類が解除になっております、はい。そのほかにも、7種類ほど調査を続けている状況にあります、はい。ほかの地域の解除の様子についてはちょっと把握しておりませんので、申し訳ありません。

以上です。（産業振興課長着席）

○10番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10番、森榮吉君。（森議員起立）

○10番（森榮吉君） はい、10番、森です。再質問というわけじゃないんですが、災害から13年になりますか。それでもなおかつこの放射性物質の濃度が、問題なってる。ちょっと私は、いやぁそんなに問題あんのかっていう気がするんですけどね。毎年毎年、これはお金のほうは県のほうから出てるみたいですけども、そうは言いながらも税金ですから、これそんなにやってって意味があんのかなっていう気がしないでもないもんですから。見るたびに、まだやってるのか、まだやってるのかっていうもんですから、ちょっと質問させていただきました。回答は結構です。

ありがとうございました。（森議員着席）

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第21号 令和6年度階上町一般会計予算についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号、24号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第2、議案第22号 令和6年度階上町国民健康保険特別会計予算の件及び日程第3、議案第24号 令和6年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和6年度階上町国民健康保険特別会計予算の件及び議案第24号 令和6年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第4 議案第23号 令和6年度階上町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第23号 令和6年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第5、議案第25号 令和6年度下水道事業会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第25号 令和6年度階上町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第1号議題、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第6、議会案第1号 階上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議会案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は、省略することに決定いたしました。

これより議会案第 1 号 階上町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決されました。

---

### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

それでは、閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

去る3月1日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして、原案の通り議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました議案の執行にあたりましては、万全を期してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も全ての町民の皆様が生きがいを持てる、活力あるまちづくりを目指し、積極的に様々な課題に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会にあたっての挨拶といたします。

ありがとうございました。（町長降壇）

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和6年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後0時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 長根 岩夫

会議録署名議員 土橋 美加佐

会議録署名議員 大江 和夫